水産政策審議会資源管理分科会 第124回議事録

水產庁資源管理部管理調整課

水産政策審議会第124回資源管理分科会議事次第

日 時:令和5年4月24日(月)13:32~18:13

場所:AP日本橋 Fルーム

(東京都中央区日本橋3丁目6-2 日本橋フロント6階)

- 1 開 会
- 2 議事

【諮問事項】

諮問第416号 資源管理基本方針(令和2年農林水産省告示第1982号)の一部変更 (さんまの別紙2の変更並びにまさば対馬暖流系群及びごまさば東 シナ海系群の資源再建計画に係る別紙4の追加等)について

諮問第417号 特定水産資源(まさば及びごまさば太平洋系群、まさば対馬暖流系 群及びごまさば東シナ海系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわい がに日本海系群A海域、ずわいがに日本海系群B海域、ずわいがに 北海道西部系群並びにずわいがにオホーツク海南部)に関する令和 5 管理年度における漁獲可能量の当初配分案等について

諮問第418号 特定水産資源(さんま)に関する令和5管理年度における漁獲可能 量等の変更について

【審議事項】

・第11回及び第12回資源管理手法検討部会の結果について

【報告事項】

- ・太平洋クロマグロの資源管理について
- ・国の留保からの配分等について

【その他】

3 閉 会

○管理調整課長 皆さん、お疲れさまです。定刻を若干過ぎましたけれども、ただいまから第124回資源管理分科会を開会したいと思います。

私、4月1日付けで管理調整課長を拝命いたしました水川と申します。本日は事務局を 務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

また同じく、4月1日付けで職員の異動がありましたので、この機会に紹介させていた だきます。

資源管理部の新しい審議官になられた福田でございます。

- ○資源管理部審議官 資源管理部審議官を拝命しました福田です。どうぞよろしくお願い いたします。
- ○管理調整課長 まず初めに案内ですけれども、今回の会議、御発言の際は、恐縮ですが、 事務局の方からマイクをお持ちいたしますので、発言ある方は挙手を頂きまして、それか ら発言の方をお願いしたいと思います。

また、ウェブ会議で御出席の方がいらっしゃるかと思うんですが、こちらはWebexのマイク機能をオンにして御発言を頂ければと思います。それ以外のときはミュートの状態にしていただけるよう、よろしくお願いをいたします。また、音声が途切れることもあろうかと思いますので、その場合はチャット機能を御活用いただければと、事務局の方にお知らせいただければと思います。

それから、委員の出席状況について御報告いたします。

水産政策審議会令第8条第3項で準用する同条第1項の規定により、分科会の定足数は 過半数とされております。本日ですが、委員の方は、ウェブ出席を含めまして10人中8名 の方に御出席を頂いており、定足数を満たしているということですので、本日の分科会の 方は成立ということになります。また、特別委員ですが、こちらはウェブ会議を含めまして16名中13名の方に御出席を頂いているところでございます。

続きまして、配付資料の確認をさせていただきます。

皆様のお手元、もう封筒から出されているかもしれませんが、資料になりますけれども、まず1枚目に議事次第という紙があろうかと思います。その次に資料一覧ということでリスト化された紙があろうかと思うんですが、全体、今日多々ございまして、資料1から資料7までございます。もし、現段階で資料に不備があるということであれば、事務局の方に今お申し出いただければと思いますが、途中でもしないことに気が付いた場合も、御遠慮なく事務局の方に御一報いただければと存じます。

今のところ、皆さん、資料は大丈夫でしょうか。

そうしましたら、報道関係の方、カメラ撮りはここまでということとさせていただきま すので、すみませんが、よろしくお願いいたします。

(報道関係者 退出)

- ○管理調整課長 そうしましたら、議事進行の方を田中分科会長の方にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。
- ○田中分科会長 本日は、諮問事項が3件、審議事項が1件、報告事項が2件でございます。議事進行への御協力、よろしくお願いいたします。

なお、本日審議いたします諮問事項につきましては、水産政策審議会議事規則第10条第 1項の規定に基づき、資源管理分科会の議決をもって審議会の議決となりますので、よろ しくお願いいたします。

それでは、これより諮問事項に移ります。

まず、諮問第416号「資源管理基本方針(令和2年農林水産省告示第1982号)の一部変更(さんまの別紙2の変更並びにまさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群の資源再建計画に係る別紙4の追加等)について」です。

それでは、事務局より説明をよろしくお願いいたします。

○資源管理推進室長 資源管理推進室長です。

御説明の前に、まず諮問文を読み上げます。

資料2-1を御覧ください。

5 水管第170号 令和5年4月24日

水産政策審議会 会長 田中 栄次 殿

農林水產大臣 野村 哲郎

資源管理基本方針(令和2年農林水産省告示第1982号)の一部変更(さんまの別紙2の変更並びにまさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群の資源再建計画に係る別紙4の追加等)について(諮問第416号)

漁業法(昭和24年法律第267号)第11条第5項の規定に基づき、資源管理基本方針を別紙1のとおり変更したいので、同条第6項において準用する同条第3項の規定に基づき、 貴審議会の意見を求める。

また、変更後は、さんまに関する令和5管理年度における大臣管理漁獲可能量の変更について、別紙2の取扱いとしたいので、同条第6項において準用する同条第3項の規定に基づき、併せて貴審議会の意見を求める。

次のページ以降に別紙 1 として告示の案、新旧対照表の形のものなどございますが、概要につきましては、13ページからの資料 2-2 を用いて御説明いたします。13ページ、資料 2-2 を御覧ください。

今回の変更事項は大きな点、3点ございます。順に御説明いたします。

まず変更事項1につきまして、14ページを御覧ください。

「別紙2-4 さんま」における北太平洋さんま漁業での漁獲割当てによる管理の導入 等についてです。

現状でございますが、さんまに関しましては、現在、大臣管理区分の一つとしまして、「さんま北太平洋さんま漁業」を定めておりまして、その水域、漁業種類、漁獲可能期間は、それぞれここの(2)の①から③に記載しているとおりとなっております。

また、管理の手法につきましては、現在は漁獲量の総量の管理となっているところです。 なお、令和4管理年度におきましては、この大臣管理区分に係る漁業者が所属する団体 によりまして、試験的にIQによる管理を自主的な取組として行っています。

変更の趣旨でございますが、今般の変更は、新漁業法に基づく新たな資源管理における 漁獲量の管理は、漁獲割当てによる管理、「IQ管理」により行うことが基本とされてお り、資源管理基本方針の本則第6においても大臣許可漁業が主な漁獲対象とする特定水産 資源については、原則として令和5年度までにIQ管理を開始することとされていること を受けまして、現在漁獲量の総量の管理を行っております「さんま北太平洋さんま漁業」 について、令和5管理年度から、8月1日から12月末日までの期間にIQ管理を導入するというものでございます。

また、この変更に伴いまして、従来の「さんま北太平洋さんま漁業」という大臣管理区分に代わりまして、「さんま北太平洋さんま漁業(漁獲量の総量の管理を行う区分)」と、「さんま北太平洋さんま漁業(漁獲割当てによる管理を行う区分)」の二つに分けて管理区分を設定するとするものでございます。

簡単な図が次のページ、15ページの上にあります。

繰り返しになりますけれども、現行は1月から12月末日まで漁獲量の総量による管理区分としておりますが、今回の変更の案は、1月から7月末日までは総量による管理区分、8月1日から12月末日まではIQによる管理区分というふうに二つに分けるというものでございます。

具体的な変更の内容です。

現在、第5に「大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等」という規定がございますが、まず先ほど申し上げたとおり、大臣管理区分の名称を「さんま北太平洋さんま漁業(漁獲量の総量の管理を行う区分)」に変更しまして、この総量の管理を行う区分につきましては、「③漁獲可能期間」を「周年」から「1月1日から7月末日まで」に変更するというものです。

この区分につきまして、その他の項目は従前のとおりでございます。

また、8月1日から12月末日まではIQ管理を行うため、「さんま北太平洋さんま漁業 (漁獲割当てによる管理を行う区分)」という区分を新設いたします。

この管理区分に関する事項は、(i)①から③で記載しているとおりでございます。

I Q管理の手法の概要につきましては、(ii) のところを御覧ください。

まず漁獲割当割合の申請期限ですが、これは漁獲割当割合の設定を行おうとする最初の管理年度の6月15日までということで、最初の管理年度の漁獲可能期間開始の前々月の15日というもので、従来のほかの魚種でもIQの割当割合の申請期限として設定してきたところと同じスケジュールとなっております。

②の漁獲割当割合を設定する日、これも漁獲割当の設定を行おうとする最初の管理年度の7月15日までということで、漁獲可能期間開始の前の月の15日ということで、従来と同様としております。

③漁獲割当割合の有効期間ですが、有効期間は原則は5年とされているところですが、

資源の特性や採捕の実態に応じて短縮できるとなっております。最初の管理年度ということですので、まずは1年実施して、必要に応じて見直して、改めて基準を定めることができるように1年としております。

④漁獲割当割合の設定基準についてでございます。

まずアとしまして、申請された漁獲割当割合の合計が100%以下の場合には、申請どおり設定することといたします。

また、申請された漁獲割当割合の合計が100%を超えた場合には、次のイの基準で設定 するということになります。

資料、16ページになりますが、このイの基準につきましては、まず(ア)といたしまして、その下の(a)、(b)の合計した割合となります。(a)というのは、30%を申請のあった船舶の数で均等に割るというものです。

(b)、こちらは70%を、設定を行おうとする最初の管理年度の前年の12月末日までの5年間のうち、各年の8月1日から12月末日、つまり令和5管理年度の割当割合の設定におきましては、平成30年から令和4年のうち各年の8月1日から12月末日までの期間のさんまの漁獲量の合計値のシェアで案分するというものでございます。

この(a)と(b)の合計(ア)と、(イ)の漁業者が申請した割合を比べて、小さい 方を採用するというのがこの基準となります。

なお、漁獲割当割合の設定基準につきましては、漁業法及び漁業法施行規則に基準を定める際の勘案事項の規定がございまして、勘案することとされている事項、四つあります。

まず、船舶等ごとの漁獲実績、それから船舶の総数又は総トン数、3番目としまして採捕する者の数、その採捕の実態又は将来の見通し、4番目としまして漁業に関する法令に違反する行為の違反の程度及び違反の回数と、この四つの事項を勘案することとされております。先ほど御説明しました基準につきましては、これらの事項を勘案したものとなっております。

それぞれ簡単に御説明しますと、一つ目の船舶ごとの漁獲実績、これにつきましては、 漁獲割当割合のうち70%は利用可能な過去5か年の漁獲実績シェアに基づき配分するとし ております。実績として、使用する期間としましては、近年の状況を反映させるというこ とで、前管理年度から5管理年度のうち8月から12月の漁獲実績を採用するということと しております。

二つ目の船舶の総数又は総トン数でございますが、こちらは対象となる全ての北太平洋

さんま漁業の許可船及び認可船の数というふうにしております。

また、総トン数につきましては、船舶の総トン数の違いによる区別はしないということとしております。その理由としましては二つございまして、まず漁業の許可上、トン数の階層区分というものが存在しないということ。それから、船舶の総トン数と漁獲量の関係を見ますと正の相関が認められます。総トン数が大きいと漁獲量が多いという傾向が見られますが、先ほど申し上げたとおり、漁獲実績として漁獲割当割合の70%を漁獲実績を考慮して配分するとしておりますので、実質的にそちらの方でもこの総トン数の増加による漁獲能力、漁獲量の増加というものは考慮されておりますので、ここで改めて考慮することはしないということでございます。

3番目の採捕する者の数。その採捕実態又は将来の見通し、これにつきましては、さんまの漁場が遠隔化しておりまして、小型船が出漁できない等の理由がございまして、各船の操業状況が年ごとに異なるという状況もございます。こうしたことを踏まえて、30%を均等配分とすることで考慮しております。

4番目の漁業に関する法令に違反する行為の違反の程度及び違反の回数。こちらにつきましては、必要に応じて違反の程度及び回数に応じて設定する漁獲割当の割合を減じることとしているというところです。

⑤の割当割合設定者の資格にまいります。こちらの方は先ほど申し上げたとおり、北太 平洋さんま漁業の許可又は起業の認可を受けた者としております。

⑥の年次漁獲割当量を設定する日は、7月15日までとしております。

また、⑦から⑨、漁獲量等の報告に係る期限、年次漁獲割当量の控除の係数、漁獲割当割合の削減の基準、ここにつきましては、他の魚種のIQ管理を行っている管理区分と同様の規定でございます。それぞれ陸揚げした日から3日以内、また年次漁獲割当量の控除の係数は1とする、漁獲割当割合の削減の基準については定めないというところにしております。

(3) にまいります。管理区分の変更に伴いまして、第6の漁獲可能量の都道府県及び 大臣管理区分への配分基準についても変更いたします。

こちらは、現在、ここの(3)の【現行】と書いてある規定になっておりますが、大臣管理区分を二つに分けるということになりますので、【変更後】の②のとおり、大臣管理区分の数量のうち、さんま北太平洋さんま漁業、ここを総量の管理区分とIQによる管理区分に分けるわけですけれども、1対9の比率によって配分するとするものでございます。

さらに、(4)のところです。漁獲割当割合による管理を行う区分につきましては、既に I Q管理を実施しております、まいわしの太平洋系群、するめいか等と同様に、 I Q管理を行う区分に、当初の配分において、国の留保のうち一定の数量を上乗せして配分するとするとともに、国の留保からの大臣管理区分への追加配分は行わないとするという規定でございます。

最後の(5)のところです。「さんま北太平洋さんま漁業」の総量による管理を行う区分におきまして、漁獲可能期間(1月1日から7月末日まで)、この期間の終了に伴いまして確定した大臣管理漁獲可能量の未利用分につきましては、この数量を速やかに「さんま北太平洋さんま漁業」のIQ管理を行う区分に追加配分を行うこととするというものでございます。

ただいま御説明しました、さんまのTACの配分、IQ管理区分、総量管理区分への配分数量につきましては、後ほどの諮問第418号の議題の中で、さんまのTACの変更案と併せて具体的な配分についてもお諮りすることとしています。

続きまして、変更事項の2について御説明いたします。18ページを御覧ください。

「別紙 2-12 するめいか」における大臣許可いか釣り漁業における漁獲割当てによる 管理に係る規定の改正というものでございます。

告示案では9ページから始まる第5の規定を変更するものですが、この資料の18ページ からを使いまして御説明させていただきます。

「別紙 2-12 するめいか」のうち、「大臣許可いか釣り漁業」の大臣管理区分におきましては、令和 5 管理年度より、 I Qによる管理を行うこととされています。

今回の変更は、この漁獲割当割合の設定基準に関しまして、申請のあった漁獲割当割合の合計が100%を超える場合の漁獲割当割合の設定基準における漁獲量の考え方について、基準期間の漁獲量の考え方について、規定の内容の明確化を行うというものでございまして、設定基準の内容を変えるというものではございません。

3の具体的な内容のところを御覧ください。

第5の3の(2)の④エで定める、申請に係る船舶のするめいかの漁獲量に関する規定におきまして、この漁獲量の基準期間に、起業の認可の期間中に収益性の実証、資源管理の推進及び労働環境の改善又は漁業の復興を目的に試験操業を行うことについて農林水産大臣の許可を受けた者である場合――非常に文章では分かりにくいんですけれども、簡単に言い換えますと、基準期間中に起業の認可を受けて、いわゆるもうかる漁業又はがんば

る漁業による試験操業を行った場合でございます。この場合において、この試験操業期間 の漁獲量を実績として算入するということを明確化するというものでございます。

- (1) は基準期間において、代船の起業の認可を受け、試験操業を行い、その後、認可 に基づく許可を受けた場合。
- (2) は基準期間において代船の起業の認可を受けて試験操業を開始した場合の規定で ございまして、いずれもアンダーラインを引いてある箇所が、今般、規定の明確化のため に書き加えることとした内容となっております。

次に、変更事項の3にまいります。資料は20ページを御覧ください。

「別紙 2-16 まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群」に係る資源再建計画 (別紙 4-4) の策定でございます。

「別紙 2 - 16 まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群」に基づく管理の対象の うち、ごまさば東シナ海系群につきましては、令和 3 管理年度に行われた資源評価の結果、 資源水準の値が限界管理基準値を下回る状態にあることが判明いたしました。

このため、資源管理基本方針の本則第2の3に基づいて、ごまさば東シナ海系群について、資源再建計画を別紙4-4として新たに策定するというものになります。

告示案の13ページ以降、資料としては9ページ以降に掲載しておりますが、この20ページで計画の概要を御説明をいたします。

まず3の(1)のところ、対象となる特定水産資源は、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群(ごまさば東シナ海系群に限る。)といたします。

資源再建計画の期間につきましては、令和5管理年度から令和14管理年度までの10年間 といたします。

資源再建計画において講じる措置でございますが、こちらは別紙 2-16に基づく管理を通じ、資源の再建を図る。具体的には、別紙 2-16の第 4 の 3 に従って漁獲可能量を定めるということでございます。

資源評価の結果によりますと、現在の漁獲シナリオで漁獲可能量を設定し、漁獲を続けていった場合に、令和14管理年度において目標管理基準値を上回る確率が50%を上回るということですので、このシナリオに基づくTACを設定し、管理をしていくという内容になっております。

(4)の検証の方法についてです。

達成状況の検証は、これまで資源再建計画を策定しております、ほかの資源と同様に、

資源管理方針に関する検討会、いわゆるステークホルダー会合又はTAC設定に関する意 見交換会において、策定から2年ごとに検証を行った結果を説明しまして、参加者で議論 を行うこととしています。

その検証結果に基づいて、計画の見直しその他必要な措置を講ずることといたします。 その他としては、資源再建計画の期間が終了する前に、資源の水準が目標管理基準値を 上回っていることが判明した場合には、判明した管理年度の末日をもってこの資源再建計 画は終了するといたします。

また、検証の時期にかかわらず、親魚量が禁漁水準を下回っていることが判明した場合には、別紙2-16に基づき、必要な措置を講ずることとするという内容でございます。

ただいま御説明しました資源管理基本方針の一部変更する告示案につきましては、3月 25日から4月23日、昨日までパブリック・コメントの手続を実施いたしましたところ、1 件の意見が提出されましたが、内容の変更を求めるものではございませんでした。

資料2-2、13ページに今後のスケジュールがございますが、この告示の変更につきましては、令和5年5月中の官報掲載(掲載日での同時施行)というスケジュールで手続を進めていきたいと考えております。

なお、今後の原案に大きな変更が生じることとなった場合には、再度分科会に諮問いた しますが、軽微な変更については分科会長御了解の上、修正したいと考えておりますので、 御了承いただければと思います。

それから、資料2-1、1ページの諮問文にお戻りください。

諮問文の「また」以降のところでございます。こちら、もう一つ諮問の対象となっている事項がございます。さんまに関する令和5管理年度における大臣管理漁獲可能量の変更についてでございます。11ページの別紙2を御覧ください。

先ほど御説明しました基本方針の変更事項の1に関連するものでございます。これまでも漁獲可能量の変更につきまして、裁量によらない機械的なものにつきましては、こういう場合にはこういう形で、例えば国の留保から追加配分しますというようなことをあらかじめお諮りした上で、変更した数量については事後報告とさせていただいているものがございます。

今般の基本方針の変更に関しまして、さんま北太平洋さんま漁業の総量による管理を行う区分における漁獲実績が確定した後に、未利用分の数量をIQ管理を行う区分に追加するということにつきまして、具体的な数量の変更については事後報告とさせていただきた

いという内容のものでございます。

私からの説明は以上です。

○田中分科会長 ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして、何か御質問等ございますでしょうか。

さんまについてはIQと総枠区分に分けて、1対9で分けることと、「また」以下については、余った分はIQ枠に繰り越すというようなことです。するめいかについては、いわゆるもうかる漁業についての部分も計算に入れるということ。

それから、さばについては、従前決定していたルールに従って再建計画の範囲に資源が 落ちたので、それの計算ルールに基づいて変更するという内容になっております。

新しいところは、さんまのところかと思いますけれども。

よろしいでしょうか。ウェブ参加の方もよろしいでしょうか。

どうぞ、髙橋委員。

- ○髙橋特別委員 サンマの分けですが、1対9の比率の根拠は何なんでしょうか。
- ○資源管理推進室長 御説明いたします。

1対9の根拠でございますが、こちらは総量の管理を行う期間、1月から7月までと、 IQによる管理を行う期間、8月から12月までの、この期間の過去の漁獲実績を見まして、 その比率ということで1対9という形での配分としているものです。

○髙橋特別委員 よろしいですか。

将来的にはこの比率が変化をするということでしょうか。これを変えることができるのでしょうか。

- ○資源管理推進室長 もちろん、1度決めたから、ずっとそこのままでいくということでは必ずしもなくて、必要に応じて見直しというものは行われると考えています。
- ○髙橋特別委員 分かりました。

公海の量が増えて、200海里内及び200海里に附属する海域で減った場合、当然この比率 が変わってくると思いますが、そういうことが柔軟に対応できるという理解でよろしいと いうことですよね。

- ○資源管理推進室長 ここで規定として置くので、規定の改正という手続は必要になりますけれども、見直しというのは必要に応じて行っていくというふうに考えています。
- ○髙橋特別委員 分かりました。そういう事態が発生したときには、よろしくお願いいた します。

○田中分科会長 要望は承ったということで、進めさせていただきたいと思いますが。 ほかはよろしいでしょうか。ウェブ参加の方も。

ほかにないようでしたら、原案どおり承認をしていただいたということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○田中分科会長 ありがとうございます。

特段御異議ないようですので、そのように決定いたします。

それでは、続きまして、諮問第417号「特定水産資源(まさば及びごまさば太平洋系群、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群 B 海域、ずわいがに北海道西部系群並びにずわいがにオホーツク海南部)に関する令和 5 管理年度における漁獲可能量の当初配分案等について」に移ります。

それでは、事務局より説明をよろしくお願いいたします。

○資源管理推進室長 資料3-1を御覧ください。

まず、諮問文を読み上げます。

5 水管第171号 令和5年4月24日

水産政策審議会 会長 田中 栄次 殿

農林水産大臣 野村 哲郎

特定水産資源(まさば及びごまさば太平洋系群、まさば対馬暖流系群及びごまさば 東シナ海系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群A海域、ずわい がに日本海系群B海域、ずわいがに北海道西部系群並びにずわいがにオホーツク海 南部)に関する令和5管理年度における漁獲可能量の当初配分案等について(諮問 第417号)

漁業法(昭和24年法律第267号)第15条第1項の規定に基づき、特定水産資源(まさば 及びごまさば太平洋系群、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群、ずわいがに太 平洋北部系群、ずわいがに日本海系群A海域、ずわいがに日本海系群B海域、ずわいがに 北海道西部系群並びにずわいがにオホーツク海南部)に関する令和5管理年度における漁 獲可能量等を別紙1のとおり定めたいので、同条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見 を求める。

また、まさば及びごまさば太平洋系群、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群、ずわいがに日本海系群A海域、ずわいがに日本海系群B海域並びにずわいがにオホーツク海南部に関する令和5管理年度における漁獲可能量の変更に係る配分、留保からの配分及び数量の融通等について、別紙2の取扱いとしたいので、同条第6項において準用する同条第3項の規定に基づき、併せて貴審議会の意見を求める。

それでは、魚種ごとに区切って、最初にさば類、次にずわいがにの順で資源評価の結果とTAC配分について御説明し、御審議いただくという形で進めさせていただきますので、まずはさば類の資源評価結果について水産研究・教育機構から御説明をお願いします。福若部長、お願いします。

○水研機構浮魚資源部長 どうもありがとうございます。水産研究・教育機構の福若と申します。さば類の資源評価の結果について、資料3-2から3-5に基づいて説明させていただきます。

まずマサバ太平洋系群、資料3-2を御覧ください。マサバですが、マサバのこの本系 群は太平洋側に分布する群れとなります。

本系群の漁獲量や資源量は、漁期年、7月から翌年6月までの数値で示しております。 まず、1枚目のスライドの図1の分布図を御覧ください。

この太平洋系群は太平洋沿岸に広く分布するマサバでございます。産卵場は日本の南岸の黒潮周辺域に形成されます。

下の図2を御覧ください。これは漁獲量の推移を示したものです。まず全体の漁獲量、2013年漁期以降は増加傾向を示しておりまして、そして日本漁船では2021年漁期は18.6万

トンでした。外国船による漁獲もありまして、このオレンジ色で示したロシア漁船の漁獲量は2021年には8.6万トン、それから灰色で示した中国の漁獲量は2021年には10.7万トンとなっております。

その次の右の図、図3を御覧ください。年齢別漁獲尾数の推移を示しています。

青色で塗った0歳、それからオレンジ色で塗った1歳が主体でしたが、2015年以降は2歳以上の割合も増加しているということが読み取れます。

次のスライドをお願いします。

図4を御覧ください。資源量はオレンジ色で示しています。親魚量は灰色で示しています。加入量は青色で示しています。これらの推移を示したものです。先ほどの年齢別漁獲 尾数の数値、その他の調査船調査のデータからこれらを推定したものとなります。

資源量は2013年漁期に急増し、2021年の漁期は487.6万トンでした。オレンジ色の部分です。それから、灰色で示した親魚量は資源量と同様の傾向を示しておりまして、2021年漁期は164.4万トンとなっております。

加入量、青色で示したものですけれども、これは2013年漁期に極めて高い値となりまして、2014年漁期以降も年変動はあるものの、比較的高い値を示しております。

その右の図、図5を御覧ください。

同じく年齢別漁獲尾数等のデータから推定した年齢別資源尾数の推移を示しております。 この資源の年齢組成を尾数で見ますと、青色で塗った 0 歳魚、それからだいだい色で塗 った 1 歳魚を中心に構成されておりまして、 2 歳以上の割合は低くなっております。

次のスライドをお願いします。

まず左の図、再生産関係を御覧ください。

再生産関係というのは、横軸に親魚量、縦軸に加入量を取りまして、親魚量と加入量の 関係を示したものとなっております。

真ん中に青い折れ線を示しておりますが、これが平均的な親魚量と加入量の関係を示しております。こういうふうに折れ線で示されたものはホッケー・スティック型の再生産関係と呼ばれております。

2021年の値は、右の方、右から2番目のところにプロットされております。平均の青い線よりも加入量は多かったということになります。

次に、その右の図、管理基準値と禁漁水準の図を御覧ください。最大持続生産量、これ は図中の緑色の矢印で示しております。この緑色の矢印の高さの平均漁獲量が最大持続生 産量となっております。これが37.2万トン。これを実現する親魚量は、この緑の矢印が横軸にぶつかったところになります。これがMSYを実現する親魚量で、154.5万トンとなります。これが目標管理基準値となっております。

下の表を御覧ください。真ん中よりやや右側、2021年漁期の親魚量は164.4万トンとなっておりまして、目標管理基準値を上回っております。

次のスライドをお願いします。

左の図、神戸プロットを示したものです。これは横軸に親魚量を取っておりまして、右に行けば行くほど親魚量が多い。1のところがちょうど最大持続生産量を実現する親魚量となっております。

縦軸は漁獲圧を示しております。上に行けば行くほど漁獲圧が高くなりまして、このちょうど下の方の色が変わったところ、この部分が1になりまして、ちょうどこの1のところが最大持続生産量を実現する漁獲圧となっております。

2021年の値は、右側、右端の右下のところにプロットしてあります。青く囲った部分です。これ2021年のプロットは親魚量は最大持続生産量を実現する値よりもやや大きく、そして漁獲圧はMSYを実現する値よりもやや低くなっております。緑色のところにプロットされるということになっております。

次に、右の図を御覧ください。

漁獲管理規則を示したものです。上の図で限界管理基準値を親魚量が上回りますと、最大持続生産量を実現する漁獲圧に掛ける安全係数、 β という値は0.9というふうになりまして、これが漁獲管理規則となっております。

次のスライドをお願いします。

左の図が将来の親魚量を予測したもの、右の図が将来の漁獲量を予測したものとなっております。赤の線で示したのが漁獲管理規則に基づく将来予測、青の線で示したのが現状の漁獲圧に基づく将来予測です。ただし、この太い線で示したのは飽くまでもいろいろな、たくさんの予測、たくさんのコンピュータによるシミュレーションをして、それの平均値を示したのがこの青なり赤なりの太線になります。実際にその予測した値の90%が含まれる値は青、あるいは赤で塗り潰したところに入ります。すなわち、予測した値というのは、この青又は赤のところに入ってくるというふうにお考えください。この赤、それから青の線、平均的な値で見ますと、親魚量も漁獲量もMSYの水準に近付いていきます。そして、青と赤の線はほぼ重なっております。これは青の現状の漁獲圧がβの値に直しますと0.94

になりまして、ほぼ現在の漁獲管理規則と近い値となっているため、ほぼ重なっているということになります。

次のスライドをお願いいたします。

先ほどの図で示した平均値の部分を表にしたものです。上が平均親魚量、それから下の表 2 が平均の漁獲量を示しております。漁獲シナリオでは β に 0.9 を用いた漁獲管理規則で漁獲を行うことになっておりますので、それを赤枠で囲っております。表 2 の 2023 年の赤枠で囲まれたところに 50.0 万トンとありますが、これが 2023 年漁期の A B C となります。50 万トンとなります。

この50万トン、2023年漁期のABCは、外国漁船による漁獲も合わせた値となっております。

それから、これの上の表を御覧ください。

この赤枠で囲った β =0.9のところの一番右の端の黄色く塗られたところを御覧ください。 そうしますと、漁獲管理規則に基づく漁獲を行った場合、2030年に親魚量が目標管理基準 値を上回る確率は55%というふうになっております。次のスライドをお願いいたします。

これは、過去の評価と現在の評価を比較したものです。現在の評価がこの左の表の一番下、2022年の評価年度のところに数値が書かれています。その1行上は2021年度、その1行上は2020年度というふうになっている、過去の評価結果を示しております。そうしますと、過去の資源評価結果は現在にいけばいくほど評価が確定してくるわけですけれども、数値が変化しているところが読み取れます。このように資源評価というのは、ある程度の不確実性を持ったものというふうになっております。

2020年から2023年漁期の親魚量は、2021年から22年の間に小さくなっております。これ は加入量の下方修正が資源量に比べて時間遅れで影響してきているためというふうに考え ております。

この右の図は過去と現在の資源評価の結果を線グラフで示したものですけれども、過去の評価から現在の評価まで、大体過去の90%以内に現在の評価も入っているという状況になっております。

では、次に資料3-3を御覧ください。マサバ(対馬暖流系群)の説明をいたします。 このマサバ対馬暖流系群は東シナ海から日本海に分布する群れとなっております。太平 洋系群と異なりまして、漁獲量、資源量は暦年で集計しております。

図1を御覧ください。これはマサバ対馬暖流系群の分布図を示したものです。東シナ海

南部から日本海北部沿岸、さらに黄海や渤海まで広く分布しております。

下の図2を御覧ください。日本と韓国を合わせた漁獲量を示しております。2020年以降 はほぼ横ばいで、2021年は21.3万トンでした。そのうち青色で示した日本の漁獲量は2021 年には9.1万トン、オレンジ色で示した韓国は12.2万トンです。

右の図、年齢別漁獲尾数を御覧ください。青で示した 0 歳、オレンジで示した 1 歳を中心に構成されています。

次のスライドをお願いします。オレンジ色の資源量、灰色の親魚量、青色の加入尾数の 変化、推移を示したものです。

オレンジ色の資源量は、2021年は53万トンでした。加入量、青色で示したものは2021年は13億尾でした。灰色で示した親魚量は、2021年には16万トンと計算されております。

次の右の図、図5を御覧ください。年齢別資源尾数ですが、青色で示した0歳、オレン ジ色で示した1歳を占める割合が高くなっております。

次のスライドをお願いいたします。左の図、再生産関係です。親魚量と加入量の関係です。先ほどのマサバ太平洋系群と同様に、ホッケー・スティック型の再生産関係を用いております。

2021年の値は、この左のところのたくさん点が重なったところの真ん中辺りにオレンジ色で示しております。ほぼ青色の線に近いところになっております。

次の右の図、管理基準値を御覧ください。緑色の矢印で示した最大持続生産量、これが32.3万トン、それを実現する親魚量は31.0万トンで、これが目標管理基準値となっております。

下の表を御覧ください。2021年の親魚量は15.9万トンでして、目標管理基準値を下回りますが、限界管理基準値、14.3万トンですが、これを上回っております。

次のスライドをよろしくお願いします。左の図が神戸プロットです。見方は先ほどと同じで、2021年の値は左の方の図、点がたくさん重なったところの真ん中辺りにプロットされておりまして、2021年はMSY水準の親魚量を下回り、漁獲圧はMSY水準の漁獲圧を上回るという状況になっております。

左の図を御覧ください。マサバ対馬暖流系群の漁獲管理規則を示したものですが、最大持続生産量を実現する漁獲圧に乗じる調整係数は β が0.95となっております。

次のスライドをお願いします。左の図が将来の親魚量、右の図が将来の漁獲量の予測を示したものです。先ほどと同じように、赤が漁獲管理規則に基づく将来予測、青が現状の

漁獲圧に基づく将来予測です。漁獲管理規則に基づく漁獲を継続することによりまして、 平均値としては親魚量は目標管理基準値以上に、漁獲量はMSY水準へと推移する予測と なっております。

次のスライドをお願いします。これの平均の部分を数値で示した表になります。上が親魚量、表 2 が漁獲量になります。赤枠で囲んだのが漁獲管理規則になります β =0.95で漁獲した場合の予測になります。

下の表 2 の赤枠で囲まれたところの2023年の部分を御覧ください。これが22.0万トンとなっております。これが2023年のABCとなります。この数値は日韓合わせた数値となっております。また、この数値は暦年のABCを示したものですから、2023年漁期、7月から翌年6月のABCに直しますと、24.4万トンとなります。

上の表1を御覧ください。赤枠で囲まれた漁獲管理規則で漁獲を続けますと、2030年に 親魚量が目標管理基準値を上回る確率として56%という数値が計算されております。

次のスライドをお願いいたします。これも昨年度評価との比較を示したものです。この三つの図でも2022年の最新の評価というのは赤で示していますけれども、この赤で示したものを、一昨年度の評価、青で示した2021年度評価と比較いたしますと、2020年の加入量が上方修正されまして、2020年の資源量が上方修正されております。これは2021年に1歳魚が漁獲されたことによりまして、この加入量予測というのは不確実性が高いということを示しております。

では、次に資料3-4を御覧ください。ゴマサバ太平洋系群の評価結果の御説明をさせていただきます。ゴマサバ太平洋系群、太平洋側に広く分布するゴマサバです。

まず、この太平洋系群に関しましては資源量、それから漁獲量は漁期年での数値、7月から翌年6月までの数値を示しております。

図1の分布図を御覧ください。分布の中心は日本の太平洋側です。産卵場は、日本の南岸の黒潮周辺域に形成されます。先ほど説明しましたマサバよりもやや南方系の種ということにされております。

下の図2を御覧ください。漁獲量の推移を示したものです。ゴマサバに関しても中国、ロシアによる漁獲があると推定されております。2012年漁期以降は減少傾向を示しまして、日本漁船の2021年漁期は2.7万トンでした。オレンジ色で示しましたロシアの漁獲量は2021年には1.2千トン、1,200トンです。それから、灰色で示した中国による漁獲量は1,500トンと推定されております。

次に図3、右の図を御覧ください。これは年齢別漁獲尾数を示したものですけれども、 年変動、年変化が非常に大きくなっておりますが、オレンジ色で示した1歳魚、それから 灰色で示した2歳魚が主体に漁獲されているということが読み取れます。

次のスライドをお願いします。左の図です。資源量をオレンジ色で示しております。それから、親魚量を灰色で示しております。加入量を青色で示しております。

資源量に関しましては、2012年漁期以降に急減しているということが読み取れます。 2021年の漁期は8.7万トンと最も低い値となりました。

親魚量、灰色で示したものですけれども、これは資源量と同様の傾向を示しまして、 2021年の漁期は4.2万トンでした。加入量、青色で示したものは、2015年漁期以降は低い 値となっております。

右の図、図5を御覧ください。推定した年齢別資源尾数ですが、青で示した0歳魚、それからだいだい色で示した1歳魚を中心に構成されております。

次のスライドをお願いいたします。左の図は親魚量と加入量の関係を示した再生産関係です。青線の太線で示したものは、先ほどのマサバと異なりまして、滑らかなカーブを描いております。これがリッカー型の再生産関係を使っております。

2021年の加入に関しましては、再生産関係に関しましては左下にプロットされております。2015年以降の加入が非常に低くなっているということが読み取れます。

それから、次に右の図を御覧ください。ゴマサバ太平洋系群の管理基準値と禁漁水準を 示したものです。

緑色で示した最大持続生産量は10.5万トン、それを実現する親魚量は15.8万トンと計算されました。したがって、この15.8万トンが目標管理基準値となります。

下の表を御覧ください。真ん中辺に「2021年漁期の親魚量」と書いてありますが、2021 年漁期の親魚量が4.2万トン。これは限界管理基準値をも下回る低い値となっております。

次のスライドをよろしくお願いします。左の図、神戸プロットを示しております。2021年の値は左から2番目にプロットされておりまして、青く囲っております。これは限界管理基準値を下回っておりまして、漁獲圧も最大持続生産量を実現する漁獲圧を上回っております。

右の図を御覧ください。ゴマサバ太平洋系群の漁獲管理規則ですが、最大持続生産量を 実現する漁獲圧に乗じる調整係数は β を0.9とされております。

次のスライドをお願いします。先ほど再生産関係のところで、近年、2015年以降は低い

加入が続いているということを御説明いたしましたが、この低い加入が2022年漁期以降も継続すると仮定した場合の将来の予測親魚量と将来の予測漁獲量をプロットしたものです。そうしますと、この両方の図ともに、赤の方は漁獲管理規則に基づく将来予測、それから青は現状の漁獲圧に基づく漁獲を行った場合の将来予測なんですが、この赤の線も、青の線も親魚量、漁獲量共に穏やかには増加するものの、いずれの平均値も2030年漁期に目標水準に達しないという計算となっております。

次のスライドをよろしくお願いします。次のスライドは、この図で示したものを、平均 値の数値を表にしたものです。2022年漁期以降も低い加入が続くと仮定した場合です。

漁獲管理規則が0.9ですので、表 2 の2023年の赤で囲まれたところを見ますと、1.0万トン。これが2023年漁期のA B C となります。このA B C は外国漁船による漁獲も合わせた値となります。

赤で囲まれた漁獲管理規則で漁獲を続けますと、この赤で囲まれたところなんですが、これの表の1を御覧ください。そうしますと、この赤で囲まれたところの一番右の黄色のところ、それからオレンジのところを見ていただきますと、2030年漁期に限界管理基準値を上回る確率、この黄色の部分も28%、それから目標管理基準値を上回る確率、これはオレンジ色ですが、これは0%というふうに予測されます。

ただし、これは今まで、2015年の加入が非常に低いということが将来も予測されるという場合にこういうことが予測されるということになります。ただし、資源評価会議の中でも、低い加入がどうして起こるのかということを研究機関の中で検討いたしましたが、加入が低いことの要因に、我々の中では見当が付かないということになりまして、要因が分かりませんから、いつ、その低い加入が回復するのかということも今のところ予測が付かないということになります。

ということで、いつ回復するかも予測が付かないということなので、これは今後ずっと 低加入が続くということを仮定して計算した値ですから、我々にとっては悲観的な見方と いうことになろうかと思います。

では、次のスライドをお願いいたします。今まで要因が分からないので、いつ再生産関係が回復するかどうかも分からないということですので、すぐに再生産関係、平均的な再生産関係に回復するというふうに見た場合の予測を示しております。

先ほどは悲観的な見方ですけれども、これはかなり楽観的な見方になります。そうしますと、上の表の漁獲管理規則で囲まれた、赤で囲まれたところの一番右を見ていただきま

すと、2030年漁期に親魚量が限界管理基準値を上回る確率は100%になりまして、目標管理基準値を上回る確率も45%になるということになります。

我々としましては、楽観的な見方と、それから先ほど示しました悲観的な見方の、この間のどこかに落ちるんだろうな。どこかが実現されるんだろうなというふうに考えておるところなんですが、今までのところ、低い加入が連続している要因がまだ解明されておりませんので、確かなことが言えない。資源評価も非常に不確実性を含んでおりますし、それから特に加入の予測は非常に大きな不確実性を含んでいるということを御留意いただきたくお願い申し上げます。

では、次のスライドをお願いします。これは過去の資源評価と比較したものです。左の表が親魚量で、一番下の行に最新年の評価結果を示しております。その上の行が1年前の資源評価結果での親魚量を示しておりまして、最新の評価におきましては、1年前と比較すると親魚量が2020年から22年漁期の親魚量が上方修正となっております。

次、その右の図を御覧ください。これは評価年度別の親魚量の将来予測の比較を示した ものですけれども、今年度評価に関しましては、加入量の低下傾向を考慮したことにより まして、今年度は一番下の赤の部分ですけれども、加入量の低下傾向を考慮したことから、 今年度評価においては修正幅が小さくなっているということを見てとれます。

では、次に資料3-5を御覧ください。ゴマサバ東シナ海系群の説明です。

このゴマサバの系群は、東シナ海から日本海に分布する群れとなります。漁獲量、資源 量は暦年で集計しております。

図1に分布図を示しておりますが、東シナ海南部から日本海中部沿岸域に分布し、産卵場は東シナ海中南部と薩南海域になります。

下の図を御覧ください。日本と韓国の漁獲量を示しております。その合計は2021年は5.3万トンとなっておりますが、そのうち日本は2.4万トン、韓国は2.9万トンとなっております。

その右の図を御覧ください。年齢別漁獲尾数を示したものです。青く塗った 0 歳魚、それからオレンジ色で塗った 1 歳魚を中心に構成されているということが見てとれます。

次のスライドを御覧ください。左の図のオレンジ色の資源量、灰色の親魚量、青い線の加入量を示したものです。オレンジ色で示した資源量は、2021年は13.4万トンとなっております。加入量は2021年は3.1億尾となっております。親魚量は、2021年には4.1万トンとなっております。

右の図5を御覧ください。これは年齢別の資源尾数、推定した年齢別資源尾数を示した ものです。青く塗った0歳魚、それからオレンジ色の1歳魚の占める割合が多くなってお ります。

次のスライドをお願いします。左の図が親魚量と加入量の関係の再生産関係です。これはホッケー・スティック型の再生産関係を用いております。2021年のプロットは、左の方の上の方に示しております。青い線よりも高い加入が観察されております。

右の図を御覧ください。これは管理基準値を示したものですが、青い矢印で示した最大 持続生産量は7.6万トンです。それを実現する親魚量は10.9万トンとなりまして、これが 目標管理基準値となります。

これの図の中の黄色のところで示したものがMSYの60%に相当する漁獲量を実現する 親魚量が限界管理基準値となりますが、これが5.1万トンになります。

下の表を御覧ください。2021年の親魚量は4.1万トンでして、限界管理基準値をも下回る値となっております。

次のスライドをお願いします。左の図が神戸プロットです。親魚量と漁獲量の関係を示 したものです。

そうしますと、2021年のプロットは左の方に青く囲んで示しております。2021年の推定 値は限界管理基準値を下回りまして、漁獲圧も最大持続生産量を実現する漁獲圧を上回っ ているという状況でございます。

次の右の図を御覧ください。漁獲管理規則を示したものですが、調整係数は β =0.95と 定まっております。

次のスライドをお願いいたします。将来予測、左が親魚量、右が漁獲量を示したものです。赤い線が漁獲管理規則に基づく将来予測、青い線が現状の漁獲圧に基づく将来予測を示しております。太線が平均値、赤く塗ったところが恐らく実際に起こり得るであろう値の90%のところを示したものとなっております。

0.95Fmsyの漁獲を継続することによりまして、平均値としては親魚量は目標管理基準値以上に、平均値として漁獲量はMSY水準に推移すると予測しております。

次のスライドをお願いいたします。これを数値で示したものでございます。上が平均親 魚量の数値、表2が平均漁獲量の数値でございます。赤く囲ったのが漁獲管理規則の部分 で、下の表2を御覧ください。2023年の赤く囲ったところが3.0となっておりますが、こ れが2023年のABCの3.0万トンとなります。これは日韓合わせた数値となっております。 これが2023年の暦年の値ですから、2023年漁期に直しますと3.0万トンで、同じ数値となっております。

上の表1を御覧ください。漁獲管理規則で漁獲を続けますと、2030年に親魚量が限界管理基準値を上回るのは99%、目標管理基準値を上回るのが45%となっております。

次のスライドをお願いいたします。最新年が赤の線で示しておりますけれども、昨年度 の資源評価は過去の評価と大きく異なることはなかったと考えております。

私からは説明は以上です。どうもありがとうございました。

〇資源管理推進室長 続きまして私から、さば類のTACの設定及び配分(案)について御説明いたします。資料は、この資料 3-1 から始まるつづりの51ページ、3-11を御覧ください。

資料 3-11、令和 5 管理年度まさば及びごまさば太平洋系群 TACの設定及び配分について(案)というものでございます。

さば類につきましては、令和2年に開催されました、いわゆるステークホルダー会合の 取りまとめ結果を踏まえた漁獲シナリオにより、令和2管理年度からTACが設定されて きております。

令和5管理年度においても、このシナリオに従って最新の資源評価結果に基づいてTA Cを設定するということで、考え方としては、令和4管理年度と同じとなっております。

まずTAC設定の考え方でございますが、採捕の実態を勘案しまして、「まさば及びごまさば」を一体的に管理するということでございます。

また、資源管理基本方針別紙 2-15に定められた漁獲シナリオで算定された、まさば、 ごまさばそれぞれのABCの合計値をTACとするという考え方になります。

漁獲シナリオの概要は(2)のところに記載しております。また、ステークホルダー会合の取りまとめ結果は、下の方、参考1として書いているところでございますが、漁獲圧力につきましては、親魚量が限界管理基準値以上にある場合には、安全係数、 β は0.9を適用する。限界管理基準値を下回るが、禁漁水準以上にある場合には、親魚量の値に応じて漁獲圧力を更に減じた漁獲圧力とする。

また、ABCの全量を日本EEZ分とするという考え方で算定いたしました、令和5管理年度のTACは51万トンとなるというものでございます。

配分につきましては次のページ、52ページの下の方に「2 配分(案)」とございます。 これも前年と同じ考え方に基づく案でございます。 20%を国の留保といたしまして、その他を過去3か年の漁獲実績、具体的には平成29年から令和元年までの漁獲実績の比率に基づいて、大臣管理区分及び都道府県に配分するというものです。ただし、IQによる管理を行う管理区分におきましては、留保からの追加配分の対象から除外することとしますが、当初配分において一定数量を上乗せするという考え方でございます。

具体的な数字につきましては、53ページに記載しております。知事管理区分につきまして、数量が明示されるのは漁獲量の上位8割に入る都道府県と数量明示を希望する県。その他は現行水準としております。

大臣管理区分のところ、括弧書きになっております漁獲割当てを行う管理区分、括弧書 きの数字が先ほど申し上げた留保からの上乗せ配分後の数字になります。

同様に、留保につきましては括弧書きのところが大臣管理区分のIQ管理区分へ上乗せ配分した後の数字ということでございます。

次に、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群です。資料は55ページ、3-12を 御覧ください。

こちらにつきましても、令和2年のステークホルダー会合の取りまとめ結果を踏まえた 漁獲シナリオにより、令和2管理年度からTACが設定されてきておりまして、令和5管 理年度においても、このシナリオに従って最新の資源評価結果に基づいてTACを設定す るという基本的な考え方は、令和4管理年度と同じでございます。

TAC設定の考え方としましては、こちらも採捕の実態を勘案し、「まさば及びごまさば」を一体的に管理することといたしまして、資源管理基本方針別紙2-16に定められた漁獲シナリオで算定されたABC、まさば、ごまさばそれぞれ算定されたABCの合計値をTACとするというのが設定の考え方になります。

漁獲シナリオの概要は(2)、それからステークホルダー会合の取りまとめ結果は参考 1 として次のページに記載しております。漁獲圧力につきましては、親魚量が限界管理基準値以上にある場合には安全係数、 β は0.95を適用する。限界管理基準値を下回るが、禁漁水準以上にある場合には、親魚量の値に応じて漁獲圧力を更に減じた圧力とする。

また、日本のEEZ内の分につきましては、まさばは70%、ごまさばは95%とするという考え方で、こちら計算しますと、19万9,300トンとなります。

ここから先が令和4管理年度の当初配分と異なっている点でございまして、55ページの 1の(2)の③のところでございます。前回、3月の資源管理分科会でお諮りし、御了承 いただいた規定がございまして、この資源につきましては、科学的に妥当な一定の条件の下で、管理年度途中に翌管理年度とTACを調整することが可能となりました。これに基づきまして、実際に令和4管理年度と令和5管理年度との間でTACの調整を行いまして、一部の大臣管理区分、都道府県区分に追加数量の配分を行っております。このため、ここの③のイに記載しておりますとおり、令和5管理年度のTACについては、令和4管理年度への追加数量1万4,030トンを減じた18万5,270トンとするということでございます。

配分につきましては、57ページにございます。

まず国の留保20%ですが、これは令和4管理年度のTACとの調整前の数量の20%を留保としてまず確保いたします。

そして、その他、残りを過去3年の漁獲実績の比率等に基づいて配分するということで、 具体的には58ページに記載しているとおりの数字となります。

知事管理区分につきまして、数量が明示されるのは、漁獲量の上位8割に入る都道府県 と数量明示を希望する都道府県。その他の都道府県は現行水準としております。

令和4管理年度の途中に、令和5管理年度とのTACの調整による追加配分を受けました大臣管理区分及び都道府県につきましては、それぞれの追加数量を減じた数量の配分としております。具体的には大臣管理区分、大中型まき網漁業と、都道府県は島根県と長崎県でございます。

この配分につきましては、4月14日に開催いたしましたTAC意見交換会において出席者から、仮に追加数量の未利用分が発生した場合に、漁獲していないのに、使っていないのに翌年の配分から差し引かれるのはおかしいという意見がございまして、その意見があったことについて、この資源管理分科会でも是非紹介してほしいというような発言がございました。

しかしながら、この追加数量の未利用分を翌年度に戻すということは、評価の上では枠を繰り越すということになる点などから、現行の制度においてこれを行うことはできないということになっております。実際に今回の追加数量の調整につきましては、追加数量の未利用分を翌管理年度に戻すことはできないというルールを定め、このことを説明した上で関係者の要望を受けて行ったものでございまして、後からルールを変えるということは、追加数量の配分を受けなかった県との間でも公平性を欠くということになるという御説明をTAC意見交換会でもいたしました。

今回の新たな制度の導入は、当時のさば類の漁獲枠が逼迫しているという状況も踏まえ

まして、関係者の要望も踏まえて、急ぎ対応したという経緯もございます。頂いた御意見 も踏まえて、制度の運用の改善については検討していきたいと考えているところでござい ます。

さば類に関しての説明は以上です。

○田中分科会長 ありがとうございました。

ただいまの説明について、何か御質問等ございますでしょうか。

三浦委員どうぞ。

○三浦委員 全漁連の三浦でございます。

今永田室長の方からもありましたが、次年度の資源が増加傾向になっている場合、見込まれている場合に、漁獲枠を前借りできる制度は、資源と経済を両立する視点からも非常に重要であると我々も思っております。しかしながら追加配分された漁獲枠、その未利用分が翌年度に繰越しできない、このことについては、先ほどもご意見がありましたように、現場サイドで混乱が生じたり、TACの意見交換会の場でも納得できない旨の意見が様々出たと聞いております。

前回の分科会でも発言しましたとおり、この制度は資源を有効活用するための制度であると我々も理解しております。そうした中で、前借りした枠の未利用分が翌年に繰越しできないということは、活用されない死に枠につながってしまいます。こういう制度は早急に何らかの形で改善することが望ましいと思っております。

我々の会員のJFしまねからも同様の意見が寄せられております。

せっかくの良い制度を有効活用するためにも、是非前向きな検討をお願いしたいと思っております。

以上でございます。

- ○田中分科会長 ありがとうございました。これは今後検討するということでよろしいん じゃないかと思いますけれども。
- ○資源管理推進室長 ありがとうございます。結果的に、まだこの管理年度が終わっていないので、どういう結果になるかというのは分からないわけではありますけれども、結果的に死に枠というか、枠の有効活用ができないということが生じる――どの程度生じるかというところはございますが、その点につきましては、前借りというので返せるような――ちょっとまた言葉の使い方もあれなんですけれども、翌管理年度との調整だけでなくて、ほかのやり方も含めて、どういったやり方が有効活用という観点からいいのかという

ところは、いろいろな仕組みが複雑になり過ぎないようにというところも必要だとは思いますが、制度の改善というのは検討していく課題として考えております。

- ○三浦委員 やはり現場の漁業者に配慮した漁獲枠の設定、そういうものをしっかり検討 していただきたいと思います。よろしくお願いします。
- ○田中分科会長 よろしいですか。改善をしていくということだと思いますけれども。 川越委員、どうぞ。
- ○川越特別委員 この前借りは、前回、前借りということで、私は、業界の方々が納得した上でのものかと思ったんですけれども、未利用分があるから来期に繰り越せというようなことでは、あれっ、これ業界的に全部理解していなかったのかな、納得していなかったのかなと私は思います。

というのは、この水政審で1か月前に要望があったと。そういう中に、1か月後の水政審に、こういうような前借りのものを持ってきたと。物すごい対応が早いなと私は思いました。しかし、結果的にこのような、利用の枠が使われないから来期にも繰り越せというような話になると、水産庁としても早急な対応を出したはずなのに、結果的に受け入れられなかったというような今回のこういうことではやはりちょっと――まあ、要望に早急に応えるということは確かにそうであると思いますが、少し早急であった上、またそこは受け入れられなかったということは、これから先も、「柔軟な対応」とかということを今水産庁もうたっていますが、もう少し慎重にこういう取扱いはやるべきじゃないでしょうかと、私は今回のことを思いました。

これから先もこのような状況がいろいろな魚種でも出てくると思いますが、もう少し慎重に業界等の御理解をしっかりとやった中でやらなければ、対応をしたはずだったのが、結果的に良い評価でなかったというようなことでは、この会議の中で我々もそこを諮問した中で、ここを承認したことはよかったのだろうかと私は自分で思っておりますので、もう少し水産庁としての提案のところはしっかりと慎重に、こういう件は取り扱ってほしいと思います。

〇田中分科会長 何か。よろしいですか。迅速にやったつもりだけれども迅速でなかった ということなんだけれども。もっと早くやらないと間に合わなかったという。それには、 もっと事前にちゃんとルールを作っておかなきゃいけないけれども、そうなると、またそ れはそれで大変だということだと思うんですけれども。

井本委員、どうぞ。

○井本特別委員 ありがとうございます。山陰旋網の井本でございます。

前回も、123回の資源管理分科会でも私の方から、境港の陸上を含めた現状についてコメントをさせていただきました。現在も境港では、水研の方いらっしゃいますけれども、不確実な資源評価によるTAC管理によって水揚げ制限等を現在も行っている状況でございます。

これも繰り返しになりますけれども、今の管理方法のままでは、陸上の方も原料の安定 供給は著しく困難となっておりまして、漁業者だけではなくて陸上産業に与える影響も非 常に大きく、加工・流通業者も思い切った投資ができない。よしんば施設更新等ができた としても、先行き不透明で、この先やっていけるのかどうかという不安を非常に抱えてお りまして、そういう声が多数上がっております。

前回、田中先生の方からも「原材料の安定供給は大事だよ」という御発言がございました。現在のルールでは資源量推定が大きい場合は必要以上に枠が出たり、逆に獲れないときには全然出なかったりする、今のハーベスト・コントロール・ルールだと永遠にこの問題は解決しない。そのための管理方策として、例えば繰越し制度やブロッククオーター制があるという御説明を頂いたと記憶しております。前借り制度、喫緊の状況の中で制度として設けていただいたのは非常に有り難いと思っておりますけれども、まだまだ不十分だと考えております。

現在のようなTAC管理を続けていては、漁業者だけではなく、陸上施設も安定的に稼働することができません。漁業の水産業の成長産業化どころか、逆に衰退の一因にもなりかねないというふうに危惧しております。

引き続き、このTAC管理の運用に当たっては漁業や加工・流通等の陸上産業の安定も 視野に入れて、今後も関係者が納得できるような対応を引き続きお願いできればと存じて おります。ありがとうございます。

○田中分科会長 この点も引き続き検討するということで。同様の意見はいろいろなところで出されております。今年100万トンで、来年1トンじゃ困る。当然のことなんですけれども。

髙橋委員、どうぞ。

○髙橋特別委員 意見として発言させていただきますが、そもそも生き物ですから、特に 浮き魚ということになりますと移動が速い、足が速いということで、今日いたなと思った ら、次の日全くいなくなる。研究者が苦労しながら数字を出してきますが、これがうまく マッチングしていない。このトン数でいいのかどうか、資源管理がしっかりできているのかというよりも、資源の予測ができていないという。そういうところに行き着くのではないかなと私は思っています。

底魚であれば、様々な調査の中である部分は把握はできるのかもしれませんが、浮き魚の場合は水温の関係、餌の関係が大きく影響すると思います。今回のような問題は、これから先も起きるだろうというような感じがいたします。

その中で、こういった場合の柔軟性を持った対応も必要になってくるのではないでしょうか。本来であれば、今は認めていないのでしょうが、期中改定を実施することも必要ではないでしょうか。事前に予測されるような状況が把握できるのであれば、それを前段で多く配分するとか、絞るなり、増やすなり、そういったことが資源管理の中では必要ではないのかなと思います。

なかなか難しい話ですが、そう言いながらも、やはり今回のような問題が起きるという ことはゆゆしき問題であると思っています。また追加配分したものが使われない。使われ ないから差っ引くんだと。人情的には非常に問題があると私は思っています。

今年、使っていないということになれば、ではその魚は来年、同じような所に同じくらい増えてくるのか。これとて疑問なところはあるんですが、獲る側も、受ける側も、水産加工含めた地域の皆さんもそうなんですが、毎年のようにくるくる変わる。これではとても対応し切れないということになると思います。平均的な漁獲量が可能なような、制度を作っていかないと、生き物を追い掛け回している皆さんにとっては非常につらい話と、いうことになります。簡単に言えば、飯が食えないということになりかねませんので、もう少し柔軟な対応を検討していただければというように思っています。

意見ですので、よろしくお願いします。

○田中分科会長 本件も意見を承ったということで。

二つあって、一つはTACの、あと割り振りの問題と、あと漁場変動の問題が二つあって、今は後者の話は、調整とか、そういうのは出ていないんで、その研究がちょっと立ち後れているんだよね。地域間の貸し借りとか、もっとできるようになれば、いろいろ解決できるんだろうけれども、ちょっとそこが立ち後れているんで、そこは課題だと思います。谷委員、どうぞ。

○谷委員 日本遠洋旋網漁業協同組合理事の谷と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

今回のこのサバの問題というのは本当に、先ほど髙橋委員の方からも御意見がありましたように、本当に浮魚全体にわたる問題だと思っております。そこで、私の方から浮魚の管理についてというところで発言をさせていただければなと思っているところでございます。

まず令和2年にサバ類、令和3年にマイワシ、マアジ、これでMSY目標のTACが開始されて、サバ類では今回が4年目となります。MSYを目標としてTACが削減される中で厳しい漁獲管理を行ってまいりました。さらに、関係県の皆さんの御協力、水産庁担当者の御尽力により、水産政策審議会の審議に加え、75%ルール、関係者合意に基づく迅速な留保配分、さらには枠の融通を行っていただき、これまでの間、何とか操業を維持してまいりました。

しかし、令和4年の対馬系サバ類では資源評価が資源状況を反映しておらず、留保や融通の財源もなくなり、混獲回避のため、他魚種の操業も制限され、留保や融通だけでは漁業経営も産地の加工・流通も維持できないことが明らかとなりました。今回、このような問題はサバに限らず、マイワシ、マアジなどの浮魚では起こる問題と思います。

繰り返しになりますが、次の3点をお願いいたします。

第1に、資源評価について一層の精度向上をお願いいたしますが、浮魚では資源評価に ぶれがあることは避けられないと思います。評価にぶれがあることを前提に、資源保護と 漁業者や加工・流通業者の経営を両立させる柔軟な管理が必要です。

前回の分科会で前借り制度を創設していただきましたが、十分な時間的余裕がない中の緊急避難であり、発動の条件が厳しく、さらに、前借りのうち未利用量は死に枠となるなど、十分なものではございません。未利用量の翌年への繰越しを認めるなど、前借り制度の改善、さらにクロマグロやミナミマグロの国際管理では認められている前年からの繰越し、複数年TAC等の柔軟な管理の検討を早急に開始していただきまして、可能なものにつきましては、令和5管理年度の途中からでも導入をしていただくよう、是非お願いを申し上げます。

第2にカタクチ、ウルメ等のTAC種追加についてですが、これらの種は既存TAC種に比べ、資源評価のデータが限られ、漁獲の中心が若齢魚で、加入量で漁獲が左右されますが、資源評価では加入量の正確な把握は困難と思います。

また、他魚種操業時の混獲が多いことなどから、今の管理ルールでは既存種以上に大きな漁業、加工・流通業への悪影響が予想されます。まずは既存TAC種で柔軟な管理ルー

ルを導入し、その成果を見てTAC種追加について検討していただきたいと思っております。

第3に、外国漁獲についてなんですけれども、太平洋系、対馬系とも中国、ロシアなどが同じ資源を漁獲しています。MSY目標のTACを導入する際に、水産庁からは、中国など外国漁船にきちんと資源管理をさせるために我が国が率先して管理をするんだと、このように説明を受けておりました。その後、3年が経過いたしましたが、国際的な数量管理はほとんど進展せず、特に対馬系サバでは中国の漁獲データすら分からない状況が続いております。

繰り返しのお願いになりますが、外国漁船にも我が国と同水準の管理が確保されるよう 国際機関や関係国への働き掛けを引き続きお願いを申し上げます。

以上でございます。

○田中分科会長 ありがとうございました。これも御要望を承ったということでよろしいですか。国際機関についても今後の課題ということで。

川越委員、どうですか。

- ○川越特別委員 水研センターの方にちょっと御質問なんですけれども、今言われているとおり資源評価が難しいというので、この旋網漁業についての資源調査ということについては民間船での調査とか、そういうものはどのような状態で今やられておるんですか、現状的に。ちょっと報告をお願いします。
- ○水研機構浮魚資源部長 民間船の漁獲データ。主に大臣許可漁業でありますと、水産庁さんの方から漁獲成績報告書を頂いて、それに基づいて調査、そのデータを利用させていただいております。それ以外の部分に関しましても、例えば県知事許可の旋網船等でしたら、県あるいは県水試を通してそのような漁獲データの収集を続けております。全ての県ではまだまだできていないんですけれども、協力いただける県に関してはそういう漁獲データの収集を続けております。

大下さん、それ以外に何か。

- ○田中分科会長 いつ手に入るかというのは重要なんで。つまり、今漁期のデータを今漁 期に直ちに反映できるかとか。
- ○水研機構浮魚資源部長 申し訳ありませんが、今漁期のデータを今漁期に反映できるということは、できておりません。例えば、資源評価結果は、資源評価会議は、例えばこのマサバだと12月に評価会議しておりますけれども、それの前年までの評価の結果を、前年

までのデータを用いて資源評価をしております。その年のデータに関しましても情報を頂いておりますので、考慮できるものは考慮するということになっておりますが、資源評価の推定の部分は前年までというふうになっております。

- ○田中分科会長 どうぞ。
- ○川越特別委員 物すごい……、1年遅れって。

今の昨今、どの漁業でも今一番問われているのは、一年一年の海況の変化ということが 今一番問題なんです。漁獲圧だとか、いろいろな、昔の、いわゆる乱獲での資源減少だと かというものは、もう本当に今はないと思っております、私は。やっぱり海況の変化で資 源は一年一年変わっております。これは浮き魚であろうと、底魚であろうと変わっている と。

という中で、こういう1年前のデータで評価するということは、もう論外だと思いますので。これから、皆さん、資源調査の精度向上ということを言われておりますので、もう少しリアルにできるようなものの取り組み方の検討を願いたい。そして、ほかの漁業なんかだったら民間船でも水温調査に協力したりとか、いろいろなことを今やっています。やはり旋網船でもたくさんの船団があり、また船の設備は確かに精度の良いものありますので、そういうことを協力しながら、もう少し資源の調査の精度を上げていくことをやっていかんことには、一年遅れ、一年遅れだったら、もう全然対応遅れます。今の髙橋委員の中でも、期中改定だとかということも、今のこの状態だったらできるわけないと思いますので、そういうところの取り組み方を今後また検討していただきたいと思います。

○水研機構浮魚資源部長 ありがとうございます。どうして1年前かといいますと、私どもの方に漁獲量統計を頂けるのが1年前のものまでということになっておりますので、そのようなことになっておりますが、これに関しましては水産庁さん等に協力いただいて、なるべく直近までの漁獲量を集める。それから、また漁船、当漁船の方にも御協力いただいて、できるだけ水温だとか漁模様だとかのデータの収集等も今後とも御協力いただければというふうに考えております。どうもありがとうございます。

- 〇田中分科会長 どうぞ。
- ○川越特別委員 水産庁の方、何か問題があるんですか。漁獲をすぐ取れないというデータは。何かあるんですか、問題は。
- ○資源管理推進室長 漁獲データは、大臣許可漁業につきましては漁獲成績報告書を提出 いただいたものを、そのデータを提供しているということになりますので、基本は翌月、

月末締めの翌月10日までに提出ということでやっているものが基本ですので、どこまでのデータを入れていくかというのは、またちょっと御相談しながらやっていくのかなと思っています。

○田中分科会長 いろいろ御不満おありなのはよく分かりますが、今の体制では今年の情報を今年の漁期に反映するという体制になっていないので。ズワイのように協力体制がちゃんとできていないんですよね、多分。だから、全国規模の組織がもしできていれば、その年の直前の情報を入れてということが可能だと思うんですけれども、まだ組織ができていないんだと思います。

○倉特別委員 いろいろと理想と現実には違いがあると思うんですが、どうも今の説明を聞いていますと、漁獲実績を結構なベースにして資源量を推定すると。何かこんな感じなのかなというふうな思いがしたんですけれども。それがベースになって、資源管理だの、TACだのという話になるわけです。これは何の実績かというと、漁業の実績です。

今は遊漁。私、この会議で前に説明したことがあったんですけれども、京都府立海洋センターがざっともう30年くらい前になりますか、マダイの釣獲調査というのをやりました。そのときに漁業者、釣りの漁業者の釣るマダイの1年間の釣獲量が100トン、遊漁者の釣獲量が100トンと。ほぼ同じぐらいの数量を獲り上げていると。30年前の話ですから、30年後、今となると、漁業者は半減、もっと減っているかな。とにかく漁業者は今日本全国合わせても、組合員さんが15万人ですよね。逆に遊漁、岸壁で釣りをするような方も合わせると、2,000万人というふうな数字まで聞いたりしております。そうすると、獲り上げる量、釣る量というのは、遊漁者の方が圧倒的に多いという見方もできるんではないかなと、そんなふうに私は感じています。

ただ、それが資源評価の対象になっているか、TACの対象になるか、資源管理の対象になるか。それは全くなっていないんです。全くというのは間違いなんでしょうけれども。だから、そこら辺をしっかりとやっていただきたいなというのが私のお願いでございます。 〇田中分科会長 一応一般的な意見として承ったということで。

髙橋委員、どうぞ。

○髙橋特別委員 今更ながらびっくりしていますけれども、統計上の漁獲報告を集計し、 統計上のデータを作っていく。これは大切なことと理解をしています。我々は統計上のも のが必要ではなくて、明日からのTAC数量をどうするのか。これが知りたいんです。資 源状況どうなんですか。統計上の話をするための会議ではないと私は思います。それは大 切な資料ですから、それを基にして作るということもあるかもしれない、だけど、明日からのTACをどのようにして算出をするのか。

私、後ほど言おうと思っていたのですが、ロシアの極東の話ですが、すごい膨大な魚を 獲っています。今年は特にそうですよね。日本とのまたがり資源もありますが、隣接とい うか、接続している海域ですから、ロシアのオホーツク海や、カムチャツカ半島の西側な どでは大型トロール漁船が50隻以上出漁し、また中規模のトロール漁船が30隻を超えてい るようです。90隻近い船で、日本のTACの倍以上の魚を獲っているわけです。

ロシアは資源が豊富だと言って増枠です。片や、日本は資源が減少しているということで、どんどんTACが減っていく。太平洋と大西洋の話をしているん訳では有りません。オホーック海は、北海道の海と接続しているわけでから、日本の科学者とロシアの科学者は情報交換をしているのかどうか、私は分かりませんが、余りにも資源評価が違い過ぎる、ロシアがそれほど資源が増えて魚を獲っている中で、日本海もオホーツクもそうですが、釧路沖等々も含めて、魚が見えない、スケトウが見えない。水温の低い海底に潜っているのか、それとも沖合を通っているのか不明です。一方で三陸ではスケトウが獲れています。そういう研究ってどうしているのか。船からのデータだけ集めて、サンマもそうです、イカもそうです。水揚げが少ないから不漁なんだと。現場の皆さんとはまた違う視点で資源管理というよりは、資源調査をしなければならないはずです。それをTACに生かすということではないのかなと私は思うのですが、どうもそういうふうな話ではなくて、過去のデータを引っ張り出して、それに基づいてTACを設定する。何ですか、これはという。私だけですか、そう思うのは。

その資源に基づいて隣の国のロシアがあれだけの大型トロール漁船を50隻以上を保有している。日本には遠洋大型トロール漁船は1隻も有りません。残念ながら、中規模のトロール漁船3隻しかありません。それも日本のEEZの中で操業しているわけじゃなくて、大西洋に1隻、インド洋に1隻、天皇海山に1隻と。何でそんなに違うのかな。私は、いつも思うのですが、もっと前向きな資源調査をしていただき、どれだけの資源量があるのか。その中からどれだけ獲っていいのか。そういうことがTACを設定する基準になるのではないのかと私は思います、。どうもその辺がかみ合わないような話になっています。アメリカがズワイガニのベーリングTAC、ゼロで禁漁になりましたよね。それは水温が高いがゆえに、海底の冷水、深海の冷水温が分散をして、カニが育たないという。そういうことをきちんとアメリカの学者の皆さんが説明をしています。日本はそういう説明の仕方

がないんです。ただ、いない、いないと言うだけでなく、もう少し分かりやすい説明をしていただき、なぜ枯渇しているのか、なぜいないのか説明をしっかりして頂きたいとお願いしたいと思います。今後検討していただければというように思います。

以上です。

- ○田中分科会長 いろいろ御要望を承ったということでよろしいですか。外国漁船の話は どうしますか。
- ○資源管理部長 ありがとうございます。多分、ロシアと日本では資源の利用の、何というか、目標の捉え方というのが少し違いますので、同じ資源量とか資源構造だとしても、同じTACということにはならないと思います。まず、そういう前提条件が一つあります。

あと、我々の方の水域の特徴として申し上げますと、ロシアと比べると、沿岸域の大陸棚の発達状況とかは小さくて、非常に狭い水域にたくさんの漁船がいるという状況がありますので、そういったもの等を考えながら全体の漁船の勢力というもの、あるいは資源の利用というものを考えていかないといけないということだと思います。

髙橋さんが言われたやつには幾つかちょっと、統計の話はいろいろな要素があって、一つは水産研究・教育機構では、正しいと言ったらおかしいですけれども、できるだけ正確なデータを使って、漁獲の状況がどういう資源に、与えているのかというのを評価したいというのがまず一つあるんだと思います。それとは別に、資源の将来予測の関係で言うと、どういう形でそれを来年のTACとかに反映するかというのは相当苦労されていて、別に漁獲実績だけでやっているわけではなくて、いろいろな産卵量の調査結果とか、そういったものも踏まえながら改善をしようとしていると。

あと、そういった意味では、先ほどいみじくもカタクチイワシですとかウルメイワシについて少し言及がありましたけれども、当初、研究・教育機構で説明していただいた際には、相当現場との資源観というんでしょうか、そういったものの乖離があったんですけれども、研究者の方がいろいろ現場の話をお聞きいただいて、相当修正をして、大分、何となく今までに比べると随分距離が一致してきたということで進んでおります。そこは努力をしていただいているので、評価をしていただけると幸いかなと思います。

一方で、我々の方は制度改革によりまして、水産業の成長産業化というものを目指して おりますので、将来どういう形の漁業というものが持続的なものになるかというのは、資 源の状況ですとか、漁業をめぐる環境、そういったものをしっかり踏まえながら考えてま いりたいと思っております。 ○田中分科会長 ということで、いろいろ御要望を承って宿題がいっぱい出たということで、ほか。

どうぞ、佐々木委員。

○佐々木特別委員 佐々木です。よろしくお願いいたします。

今皆さんがおっしゃっていた、お話しなさっていた内容とちょっと違う観点といいますか、私、ここに並んでいらっしゃる委員さんの中で唯一、消費者側として座っていると思いますので、その立場から一つ意見を、あと質問もさせていただきたいと思います。

私、このマサバの漁獲量が50万トン、年間という数字を聞いて、全然リアリティを感じられないんです。なぜかというと、私たち消費者が日本のサバを食べられる機会というのがすごく少ないからです。缶詰めとかで目にすることはある、食べることもありますけれども、スーパーに日本のサバが並んでいることというのは、物すごく少ないです。私が子供の頃、若かった頃はもっと食べられたはずなのに、最近は全然食べられない。でも、実は50万トンも獲っていいと聞いて、ほとんどの人は信じられないと思うんです。もちろん、資源管理という側面でいろいろ方針を出していらっしゃると思うんですけれども、私たち消費者からすると、もっと日本のサバを、大きな日本のサバを食べられるような管理システムというのはできないんですかということをちょっとお伺いしたいです。

今三陸沖とかでマサバが大きくならないというふうな話もよく聞くんですけれども、そうしたら、もうちょっと待てばよいんじゃないのと、消費者からは考えてしまいます。もっと時間がたったものをもっと獲れば、スーパーに並ぶサバが獲れるんじゃないだろうか。そうすれば、私たちは日本のサバを食べられるんじゃないだろうか。

今子供たちは、ノルウェーのサバしか食べたことない子がほとんどだと思うんです。そうすると、そういう子たちは大きくなってもノルウェーのサバしか食べないです、きっと。日本のサバがもしかしたらもっと増えて、大きいサバが獲れるようになったとしても好んで食べないと思うんです、味が違うから。日本のサバは日本のサバでとてもおいしい。私は日本のサバの方が好きですし、子供たちにもそれを食べてほしいと思うんですけれども、食べる機会がないんです。

私がすごく好きなサバ缶を作っていらっしゃるメーカーさんがいらっしゃるんですけれども、彼らは今年からサバはもう手に入らないからイワシに切り替えるとおっしゃっていました。なぜかというと、400グラムアップのものしか使っていないんですね、彼らは。でも、それが手に入らない。でも、今日資料を見ると、50万トン。これは消費者の立場か

らすると、何か納得がいかないと思っています。ですので、消費者のこういう声を取り入れた施策を打っていっていただきたいなと思います。

それから、先ほどからずっとデータがないというふうにおっしゃっていたんですけれども、スーパーマーケットであったり、私たちレストランの業界もそうですけれども、POSのシステムというのは物すごく当たり前にあって、その場に、使った、消費したものが瞬時にデータが全部集まって、解析をするというのが、翌日にはもう解析が終わっているというのが当たり前にできています。何でそれが漁業でできないのか。船上で全部データを送って集めるということがなぜできないのか、ちょっと私分からないんです。もちろん、作業上の問題とかもあろうと思うんですが、漁師さんたち皆さん、求められているんではないかなと今思いましたので、なぜできないかを教えてください。お願いいたします。

○田中分科会長 2 つあったと思いますが、まず最初のサバの話は、もう加工・流通の話から始めないと難しいんじゃないかと思いますけれども、どなたか。

○資源管理部長 ありがとうございます。正しく、今、佐々木委員が言われたのは、資料 3-2の13ページ、マサバの太平洋系群のを見ていただきますと、実は2010年ぐらいまでは資源状況が悪くて、それで関係する漁業者の方も取り組んで資源を大きくしようという形でやってきました。その頃は正しく、それこそ加工・流通業者の方はノルウェーサバしか使っていないという、そういう時代でした。その後、相当いろいろあったんですけれども、いろいろな取組をして、だんだん日本のマサバの資源は増えてきました。そういった中でかなり加工・流通業者の方も少しずつ使うようになってきたという状況があります。

ところが、最近は、今、言われているように、資源状態としては、いるはずなんだけれども、余りうまく漁獲が、それに伴った漁獲ができない。あるいは大きいやつが余りいないというんでしょうか、そういった状況が生じていまして、ちょうどそういう状態が生じている正しく真ん中のところというんですか、起き始めたところという、そういう感じで、多分、調査研究機関もそうですし、漁業者の方も戸惑っているという、そういう状況だと思います。

ですから、我々の方もしっかり、今頂いたように、しっかり獲っていただく資源をちゃんと利用していただかないといけませんし、定着をしていただかないと、消費者の方にもちゃんと食べていただけるようにしていかないと、安定供給ということになりませんので、そこはしっかり意識を持って、この資源管理制度をいかに活用するかという観点で臨んでいきたいと思っております。

船上からのデータの扱いというのは実は課題になっておりまして、ここに漁業者の方がいらっしゃるのであれだと思いますけれども、海の上で正確に量を把握するというのは結構難しい。要するに、船の上で、特に大きな魚倉に入っているときには、例えば水を入れたり、氷を入れたりと一緒になっているので結構難しいものですから、おおよその数字というのは分かるんですけれども、正確なところは大体、今の段階では水揚げして、それで市場で量ってからというのが多くの場合になっています。

ですから、現在水産庁で進めておりますのは、各港にしっかり市場のデータが迅速に入 手できるようにという、その体制づくりは今進めているという状況になっておりますので、 そういったものが活用できるようになると、先ほど川越委員から言われたような話がもう 半歩ぐらいは進むのかなと。一気にはこういうのはいかないものですから、進むのかなと いうふうに思っておりました。

行く行くは、ただ、できるだけ迅速にデータを集める、正確にデータを集めるということは、逆に言うと、漁業者の方にとっても良い話につながることですので、それは我々としてはちゃんと努力をしていきたいと思っております。ありがとうございます。

○佐々木特別委員 よろしいですか。すみません。

5年ぐらい前にノルウェーの旋網漁船のを見たことがあるんですけれども、そこは本当にその場でデータを全部送っていて、その場でオークションも行われちゃっていたんですけれども。それを見たので、私は先ほど申し上げたんです。多分できるんではないのかなというふうに。もちろん、漁法によってもいろいろだとは思うんですけれども、進めていただけたら漁業者さんたちのためになるんじゃないかなと思いました。

以上です。

- ○田中分科会長 ありがとうございます。 倉委員。
- ○倉特別委員 なかなか先行きしませんけれども。

京都の場合はマグロの各県への配分量は決まっていますので、30キロアップ、30キロ未満というふうな形で、獲れた都度それを漁協の方にスマホで送っています。そうしないと、もうぎりぎりのところまで来ているようなときにオーバーしてしまう可能性がありますので、タイムリーに報告をしています。

ただ、そういう方法がほかの魚種に利用できるならば、結構早い時期に市場との量的な 関係は把握してもらったりされたりするんではないかなというふうに思います。 〇田中分科会長 川越委員。

○川越特別委員 皆さんが納得できるような回答が水産庁の方からあるかなと思って待っているんですけれども、なかなかないもので、言わせてもらいたいんですけれども。

今、言われるスマート水産業ということで、コミュニティということで、全国でそういうことに協力している船がおると思うんです、会社は。実際私のところも、うちの会社の船が今何を獲っているか、今水温が何ぼあるかということ、全部これで分かるんです、はっきり言って。まあ、会社の宣伝というか、株式会社環境シミュレーション研究所かな、群馬の。そこは今1年間、国と県の中でやっているんですけれども、やはりそういうことをできている時代なんです。だけど、佐々木さん言われたとおりだと思うんです。だから、私は前回も言ったんですけれども、漁獲集計でも、漁獲報告でも、やはり水産庁だけで一生懸命やっていても、なかなか進まないと。やはりそういう民間会社だとか、そういう研究所なんかとタイアップして、そこはどんどんやるべきだと。だから、本当にできない話じゃないと思うんです。だから、今それがなかなか1か月、2か月でできるということは言えませんけれども、やはりこういう委員からの御指摘がある中に、またこういう、佐々木様みたいに漁業者ではない方からのそういうような発言がある中に、水産庁としても「今こういうことをやっています」とか「これからこういうことをやります」とかいうぐらいの回答があってもいいんじゃないですか。

実際私なんか、これ何も隠れてやっているわけじゃない。これは本当に全部データが県にリアルに、今私も見ているし、県も見ている。何かそういう意味で丘から全部見える化をしながら、今海底水温が何ぼあるかとか、表面水温が何ぼある、今漁獲は何が入ったとか、どれだけあるとかいうことはリアルに今伝えられているんです。だから、旋網船でもこういうものをやるべきなんだと思うんです。

というのは、環境の変化。変化というのは、海面水温ばかりの話に。私は海底水温のことは非常に関心を持っております。というのは、水深が100メートル、150メートル水温も本当に表面水温と変わらないような状況に多々なりつつあるというところで、そこに急激な海底の冷水域がある中に、魚が生息するような適水温が少ない状態になっているというようなところで、それでこういう魚がすむ場所が変わってくる。どの魚も大型魚にならない、小型魚のまま漁獲されるような今の状況だと思っております。そういうことを水産庁としてきちんと皆様に説明できる。そういうことも調査の中でのこういう資源管理の話があって、TACを設定する。有効な資源を活用するような、この会でなかったら駄目だと

思うんです。ただ、推測の域で、今年は何トン、来年は何トン。減りました、増えました じゃなしに、やはり有効な資源を活用するためには、精度の向上、調査評価の精度の向上 ということをもう少し前向きに考えてほしいと。実際そういうことに我々もやっぱり。 我々も何もこれ、本当にどれだけの利益があってやっているものじゃないんですけれども、 これは将来の漁業のためだと思って協力してやっていますから、そういうことをいろいろ な漁業でこれから先も今までやったことないような調査を取り入れてもらったり、協力を しながら資源調査を精度を上げていって、資源評価も上げていって、それでもって精度の 高い、こういうTACの設定をするべきじゃないですか。そういうことですので、そうい う取組をこれから先どんどん水産庁として前向きに考えてやってください。

○田中分科会長 要望を承ったということで。一応今、民間団体補助金の事業でそういう のが何本か走っているところだと思いますけれども。

佐々木委員からの指摘の最初のノルウェーサバの話なんですが、不漁の時期があったときに、例えば銚子の加工業者、みんなノルウェーサバ専用の加工機入れたんです。日本のサバと合わないんです。で、以後、今日に至るみたいなところもありまして、なかなか大型のサバが流通しないということになっているわけです。

それから、定置網のように60種類とか魚が獲れちゃうと、その場で集計するのはなかなか難しいということはどうしてもあって、クイックに入るのはマグロ延縄船ですか、遠洋の。その場で水揚げした途端に量って、インマルサットか何かでもうすぐデータベースになるというのはありますけれども、なかなかそこまではほかの漁業ではいっていないということだと思いますけれども。

今、マグロがちょっと契機になって、全国的にいろいろな迅速な集計体制。TAC管理 もあるんで、始まったというところで、もうちょっと待たないとできないかなということ だと思いますけれども。

ほかはよろしいでしょうか。

大分時間経過しましたけれども、ウェブ参加の方もよろしいですか。

では、なければサバについては原案どおり御承認いただいたということでよろしいでしょうか。いろいろ宿題出ましたけれども、宿題については対応していただくということで。

(異議なし)

○田中分科会長 ありがとうございます。それでは、原案どおり承認いただいたということで、そのように決定いたします。

それでは、時間がちょっと押していますけれども、次にずわいがにについて事務局から 資料の説明をよろしくお願いいたします。

- ○資源管理推進室長 ずわいにつきましても、まずは資源評価の結果から説明をいたしま す。
- ○水研機構底魚資源副部長 水研機構八戸庁舎の成松と申します。私からは、ズワイガニ 太平洋北部系群について御説明いたします。

資料は29ページ、3-6と書かれている資料になります。

まず分布域ですけれども、ズワイガニ、北日本に広く分布しておりますけれども、この うち青森県の太平洋岸から茨城県に分布する群れを「太平洋北部系群」というような形で 呼んでおります。

次をお願いします。

漁獲量の推移ですけれども、震災前、2011年の東日本大震災以前は100トンから300トン ぐらいの漁獲量で推移していました。ですけれども、その後、漁獲量は急激に減少しまし て、震災以降は20トン未満で推移しておりまして、2021年も9.9トンという漁獲量になっ ております。

どうしてこんなに大きく減少したかということですけれども、皆さん御存じのように福 島の沖合です。震災の後、本操業ができずに、2021年の3月まで試験操業にとどまってい たということもありまして、漁獲量がこのように大きく減少したということになります。

次をお願いします。1997年以降、毎年秋に着底トロール調査を行いまして、この系群の分布密度を調べて、現存量の推定をしております。調査自体、毎年行っているんですけれども、ここでは2005年と2013年と2021年、3年分のデータだけ示しております。上が成熟雌で、下が成熟雄ですけれども、年を経るごとに、丸で示しているのが分布しているエリアを示していて、さらに丸の大きさで分布密度の高い、低いを示しているんですけれども、年を経るごとに丸のエリアが少なくなって、それから丸の大きさも小さくなってきているということがお分かりいただけるかと思います。

次をお願いします。そのトロール調査で推定した現存量の推移がこの図ということになります。

調査を始めた1997年から2007年にかけましては、増減を繰り返しながらも増加傾向にあったんですけれども、ただ、2007年以降は減少傾向にあると。2020年と2021年は非常に現存量が少なくなっているということになります。

次をお願いします。これは、先ほどの現存量の結果を基としまして、不確実性を考慮しました資源動態モデルというものを作って求めた資源量の推移を示しているということになります。

これを見てみますと、2004年までは若干の減少傾向がありまして、その後増加しまして、2008年に過去最高の1,314トンという資源量になりました。ですけれども、その後急激に、長期にわたって減少が続きまして、2021年には過去最低の182トンという資源量になっております。

次をお願いします。これは再生産関係を示しておりまして、横軸に親魚量、縦軸に加入量を取っております。ズワイガニ、なかなか加入しないということもありまして、ある年の親魚量に対しまして、それから5年後の稚ガニの加入量を縦軸に取っているということになります。

この関係、先ほども出てきましたけれども、ホッケー・スティック関係式という、青で 示した関係式によって最もよく当てはまるということで、この関係式で示しております。

次をお願いします。これは「自然死亡係数」と言いまして、我々は「M」と呼んでおりますけれども、これは漁獲で死亡する以外の全ての死亡が含まれております。例えば、大型の魚類に食べられるですとか、それから病気で死んでしまう、そういったもの全てが含まれているということになります。

これはずっと右肩上がりで増加しておりまして、1997年頃は0.22という数字だったんですけれども、最近3年間の平均ですと、0.679という数字になっております。この0.679という数字、どういう数字かといいますと、1年のうちに、そこにいるカニの半分が自然死亡で死んでしまうというような数字ということで、かなり高い数字ということになります。

次をお願いします。これは最後のスライドということになりますけれども、将来予測と 管理基準値の検討になります。

左で示した図ですけれども、これは親魚の推移を示しておりまして、黒で示したのがこれまでの親魚の変動ということを示しています。1990年代は400トンぐらいあったんですけれども、それがどんどん減少しまして、2021年には僅か38トンというところまで減少しました。

この赤で示した部分が将来予測の部分ということになるんですけれども、これは漁獲を しなかった場合の将来予測ということになります。漁獲、全然しなくても全然増えないと いう、ちょっとショッキングな結果となっておりまして、どうしてこのような結果になっ ているかといいますと、先ほどお示ししましたようなM、自然死亡が非常に高いということで、なかなかズワイガニは漁獲サイズになるまでに時間が掛かるということもありまして、このような形の将来予測ということになっています。

本来ですと、将来予測を行ってMSYを推定して、管理基準値ですとか漁獲管理規則を 提案するというような順番で進めるわけですけれども、このように漁獲をゼロとしても全 然増えないということで、MSYの推定ができないというのがこの資源の現状ということ になります。

管理基準値の検討ですけれども、この系群では管理基準値が提案されていないものの、2021年漁期以降の漁獲シナリオはこの系群のズワイガニを獲ることを目的とする操業を避けるというふうにされております。今後、現状の漁獲圧の下で資源が回復し得る親魚量を維持する水準までMが低下した場合に、漁獲管理基準値、それから漁獲管理規則を提案するということを予定しております。

私からは以上となります。

○水研機構底魚資源副部長 引き続き資料3-7から3-10まで、私、水産研究・教育機構の木所の方から説明させていただきます。

資料3-7はお手元の資料、33ページになるかと思います。

33ページの上の図になりますけれども、ズワイガニ日本海系群A海域というのは富山県から島根県、ここが日本におけるズワイガニの主要な産地となっているかと思います。

ここに一覧表が書いてありますけれども、これまで調査船の調査結果から、23年の資源量は約2万トン、2023年の漁期の漁獲割合、これは漁獲シナリオで17%ぐらい獲りましょうとなっていますので、2万トンから17%で、2023年漁期のABCは3,400トンと、そんなふうに推定しているということになります。

では、次の図、下の図をお願いします。

まずは、この海域の漁獲量の変化ですけれども、以前、1970年ぐらいまでは8,000トンから1万トンぐらいと、かなり獲れていたんですけれども、それと比較すると最近の漁獲量というのは低い値になっているような感じになりますけれども、これも1990年ぐらい、非常に少なかったときから比べると、様々な資源管理の取組の結果、増加していると。それでも低いようですけれども、ここにある黄色い折れ線グラフ、これは韓国の漁獲量ですけれども、これを合わせると、それでも、多いときで8,000トンということで、それなりの漁獲量が維持されているということになるかと思います。

では、次のページの上の図ですけれども、最近漁獲量が減少ぎみということですけれども、ここで銘柄別にミズガニ、カタガニ、雌ガニというふうに書いていますけれども、何が減少しているかというと、そこの青で書いていますミズガニ、これは脱皮直後の余り経済的な価値が低いもの、こういったものは獲らなくなっている。つまり、そういった漁業者の取組、資源管理の取組で近年漁獲量が少なくなっている。価値の低いのは獲らないという、そういったことが反映しているということになります。

下の図が資源量、雌雄別の変化。これは調査船調査によります私たちの方の調査結果から求めた資源尾数ですけれども、漁獲同様、ちょっと近年減少ぎみ。まあ、2017、18ぐらいはちょっと高いですけれども、近年ちょっと下がっているというような結果になっています。ただ、後で紹介しますけれども、結構近年小さいカニが多いので、今後増えるだろうと、そんなふうに予測しているということになります。

次のページ、35ページから調査の内容について簡単に紹介しますけれども、このように 漁場付近を調査船調査によって調査します。

35ページの下の図、こんなふうに海域ごとにどのぐらいのサイズのものがたくさんいるか。小さいのがいたら、その後大きくなって、漁場に加入するだろうとか、そういったものが分かる、そういったような調査を行っているわけです。

こういった調査結果を1998年ぐらいから行っていて、次の36ページに、上が雄の海域別の資源量、ちょっと見ていただければと、下が雌の海域別資源量ということで、このように資源量を推定して資源評価を行っているということになります。

ポイントは次のページ、37ページなんですけれども、この調査結果で近年のサイズ別の変化、これ2018、19、20、21、22と、大きさ別に載せているんですけれども、下の方ですけれども、近年小さいカニが多くなっているというのが分かるかと思います。こういったものが今後大きくなって加入する。それによって資源が増えるだろうと、そういったようなことを予測しています。

下の図をお願いします。37ページの下の図ですけれども、そういった結果を基に、近年、資源量は減少傾向ですけれども、2021、22、23年、ここ一番右は点線になっていますけれども、ここは今2万トンぐらいに増えるだろうと。小さいやつが大きくなって増えるだろうという、そういったような予測を行っているということになります。

こういった資源量の予測結果と漁獲シナリオの17%獲りましょうという、それを基にABCというのを算定しているということになります。

何で17%獲っていいかという、そういった漁獲シナリオを決めた過程についてもちょっと紹介したいと思います。次、38ページをお願いします。

これまでサバの方でもいろいろ出てきましたけれども、それには再生産関係、どれだけ 親がいれば、どれだけ加入量があるかという、そういったような関係を基に予測するとい うことになります。ズワイガニはこういったリッカー型で求めていて、大体3,000トンぐ らいですか、親魚量が、雌の値だけですけれども、のときに加入量が最大になる。こうい ったような関係を基に様々な漁獲した場合、どの漁獲圧だったとき漁獲が最大となって、 そのときの親魚量どうなのかという、そういったような計算を行います。それが38ページ の下の図。

これはサバの方でも何回も出てきていますけれども、こういったようないろいろな漁獲でやった場合に、どれだけ親魚量が残って、どれだけ漁獲が得られるかという。その得られた漁獲の最大のところ、これをMSYということで設定して、そのときの親魚量、これを目標値にしましょうというふうにしております。

この関係機構を基にすると、目標値は一番左の3,000トン、MSYは右側の方の緑のところの3,700トンということになります。そのときの漁獲圧で漁獲していくと、このMSYが達成されるだろうという、そういったことになります。

このように求めたMSYの管理目標値とそのときの漁獲圧、これを基に今新しい資源評価では資源評価を行っている。どれだけ資源量が、今親魚量が多いか少ないか、その目標値も多いか少ないか、またそれを達成する漁獲圧よりも高いか低いか。高過ぎならば低くしましょうという、そういったことで資源評価を行うという、資源管理を行うということで、そういったものを2軸の評価、親魚量と漁獲圧をそういった二つの視点で評価を行うということになっていて、次の39ページ、それがこの神戸プロットという、こういった1枚の図で示すことができるということで非常に便利な図になっています。

先ほど御紹介ありましたけれども、グリーンのところは漁獲圧、親魚量、共に目標より も高い、適切だと。赤いところは余りよくないよということですけれども。

39ページ上の図で、今資源評価の結果、2021年と書いていますけれども、ここのポイントは、漁獲圧は適正な値であると。MSYを達成する漁獲圧よりも低い値であると。ただし、親魚量の方がちょっと、資源量の環境変動、最近加入が悪いということで、ちょっと低くなっていると。ただ、今後、2022年の予測親魚量もグリーンゾーンに来るだろうと、そんなふうに予測をしているということになります。

こういった評価結果を基に、ズワイガニの方ではどういった漁獲管理規則を行っているかということで、39ページの下の図です。これは、上の点線の、「Fmsy」とありますけれども、ここで漁獲すれば基本的にはMSYが達成することができます。ただ、それには非常に問題があって、資源評価が100%正しければ、加入量も100%予測できれば達成できますけれども、なかなかそうはいかないということで、そういった資源評価とか、そういったものの不確実性を考慮して、研究者が、それには0.8ぐらい下げた方がいいだろうということで提案して、ズワイガニA海域ではそういったものが漁獲シナリオとして合意されているということで、この0.8Fmsyの達成で、漁獲圧よりも2割減らしたところで漁獲しましょうと、そういった合意をされていますので、それでTAC設定も行われるということになります。

そういったことを示すときに、では今後どうなのか。その漁獲シナリオで漁獲したらど うなのかということで、40ページの上の図に将来の親魚量が載せております。

赤いところが、赤が太いところが平均値、範囲が90%ですけれども、漁獲シナリオで漁獲した場合、青が現在の漁獲圧。今の現状の漁獲圧というのは、いわゆる漁獲シナリオよりも低い圧で経過していますので、その違いを示しております。そうしますと、漁獲シナリオでも目標は達成できます。よりも高く推移するだろうと。現状では更にもっと高く推移するだろうということがシミュレーション結果で示されています。

次、下の図です。下の図は漁獲量の変化ですけれども、漁獲管理規則ですと β =0.8って、要はFmsyよりも低い値で漁獲しましょうということなんですけれども、今後資源量が小さいのいっぱいいますので、今後大きくなって加入するだろうと。そうすると、ここでは2024から26年ぐらいはMsyよりも高い値で経過するだろうと。そんなふうに予測しています。現状の漁獲圧ですと、それよりももうちょっと抑えて漁獲しますので、Msyよりも低いところで経過するだろうと、そんなふうに予測しています。

では、次のページ、41ページ。これは将来予測と目標の達成確率ということで、表として示させていただいております。

まず表 1 は親魚量ですけれども、親魚量というのは先ほどMSYを達成する親魚量、ここでいきますと3,000トンですか、それをどれだけ超えるかと。ちゃんと漁獲シナリオのところを超えないと、なかなか問題が出てくるんですけれども、0.8Fmsyで漁獲しても、74%の確率で超えることができるということを示しています。

では、次に下の図です。漁獲量ですけれども、そのときの0.8MSYで漁獲した場合の

漁獲量として、特に2023年3,400トン。これがABCになるわけですけれども、その後一旦4,000トン以上に増えた後、また3,000トンぐらいにちょっと減りますよという、そういったことで予測しているわけです。

一番下にABCの要約表として、2023年漁期のABCは3,400トンというふうに評価を 行っているということになります。

以上がこのA海域の評価なんですけれども、TAC説明会のときも漁業者の方からいろいるコメントを頂いている、川越さんからも指摘を受けているんですけれども、こうやってズワイガニA海域、今後調査結果から増えるだろうというようになっているわけですけれども、結構楽観的で、本当に大丈夫かよという感じですけれども、その辺につきましてはまた5月から調査船による調査を行いますので、そういったものの情報を流しながら、皆さんと確認していきながらやっていきたいかというふうに思っていますので、よろしくお願いします。

では次に43ページ、駆け足で申し訳ないです。ズワイガニB海域の方にいきます。こちらの方は日本海A海域の北側です。日本海系群の中でも新潟県以北の資源を用いています。

この海域につきましては、調査船調査結果から資源量を推定しているんですけれども、 A海域と違って、ちょっと現状ではなかなか調査も難しいということで、不確実性が高い ということから、先ほどのようなMSY推定しているわけではなくて、漁獲シナリオも生物学的特性、ズワイガニというのはこういう生物だという、そういった成長とか生残とか、 そういった特性から得られる経験則。後でちょっと、「F30%SPR」とか言うと、なかなか分かりにくいと思うんですけれども、そういったような経験則。これの漁獲圧をやっていれば、多分MSYが大体達成できますよという、そういった経験則で漁獲しましょうという、そういったようなことで提案しています。要は調査船調査で得られた資源量と経験則の、MSYを達成する経験則の漁獲圧、それでABCを算定しているという、そういったことになります。

その結果、そこに書いてありますけれども、資源量が4,100トン、2023年ABCは640トン、大体漁獲圧で15.6%獲っていれば大丈夫ですよと。まあ、A海域に近い値ですね。獲っていれば大丈夫ですよという、そういったことでABCを計算しているということになります。

ちょっとその後、簡単に紹介しますけれども、下の図、これは漁獲量の経過ですけれど も、この海域ではなかなか海底的に崖が多いというか、急峻な海域なので、なかなか漁場 というのは狭いわけですけれども、その結果、大体刺し網とか小型、縦曳き1種とか、そういったもので漁獲されていて、以前は500トンから800トンぐらいあったのが、近年は漁獲量が少ないような状態にあります。これは資源が減っているというよりは漁獲努力量が下がっている。そういったものが関与しているのかというふうに判断しています。

次をお願いします。44ページです。上の図に、先ほど紹介、ちょっと精度が落ちているという話ですけれども、推定した資源量の変化を載せております。大体資源量の変化、これまで、これ雄と雌で示していますけれども、大体これまで2,000トンから4,000トンぐらいの変化していたんですけれども、2021年漁期は7,720トンと、非常に高い値で推定されています。ただ、この辺、かなり不確実性が高いということですので、実際はABCを算定する際のその後の資源量としては、過去の5年の平均、ズワイガニ、そんなに減ったり増えたりしないだろうから、そういったものをならしながら、過去5年ぐらいの平均の資源量をTAC対象年の資源量としましょうということで、ここで4,089トン、四捨五入して4,100トンというふうに推定しているということになります。

こういったものがどういうふうに推定しているかということですけれども、44ページの下の図です。こういった海域でカニかごの調査とか桁網の調査、要は調査船の調査で行っているということになります。

次、45ページの方に、その調査結果として、2020、21、22、23と、サイズ別の資源量、こんなふうに大きさ別に獲っているということになります。ただ、この辺の精度も低いので、A海域のように、このものがどんどん大きくなっていくという、それで将来を予測するというふうにはまだ至っていないということになります。ただ、こういった結果を基に資源量を推定して、漁獲圧を与えてABCを算定するということになります。

45ページの下に漁獲管理規則が書いてありますけれども、日本海B海域では、これはちょっとなかなか難しいですけれども、本海域では再生産関係が不明。調査の精度が低いので、再生産関係がうまく推定されないということで、MSYを実現する水準の漁獲圧を、ここに「加入量当たりの親魚量がうんぬんかんぬん」と書いてありますけれども、要は経験的にこのぐらいのもので獲っていれば大丈夫だろうということで、基準値として与えて、漁獲シナリオはそれに0.8を乗じた値、それで漁獲しましょう。大体資源量の15.6%漁獲しましょうという、そういった漁獲管理規則を採用するということになっています。

次のページをお願いします。

その漁獲、経験則って何だよということですけれども、46ページの上の図です。ちょっ

とこの辺、分からなかったら申し訳ないんですけれども、まず漁獲がないときの親の量、これを100%とします。こうしますと、漁獲がないということは、増えたりも減ったりもしない。つまり、漁獲がゼロです。全く資源の回復力もない。そういったような天然の元の状態になるわけです。それに漁獲圧をどんどん掛けていくと、資源、親の量が減っていって、そうすると回復しましょう、増えましょう、増えましょうという、そういった力が働いてくるわけです。どこまでその漁獲圧を与えて、親がないときの値、100%からどれだけ親魚量を減らしたときに回復力が最大になるかという。大体そのときに親の量を30%ぐらい減らすと、回復量が経験的に最大――本当は40%ぐらい、もっと安全にしてもいいとか、いや、20%、もっと獲ってもいいとか、いろいろありますけれども、このズワイでは30%ぐらい減らしても、そのときに回復量が最大になるので、そのときの漁獲圧、これを経験的に大丈夫だろうということで、それに0.8掛けて管理しましょうという、そういったことで提案して、合意されています。

その合意された値というのは、この図では「Fcurrent」って、ちょっと嫌らしい横文字で申し訳ないんですけれども、現在の漁獲圧よりも高い、現在の漁獲圧というのは漁獲シナリオよりもかなり低いところであるので、現在は資源はうまく保持されていて、もうちょっと獲っても大丈夫ですよという、そういったような管理基準になっているということになります。

では、次、46ページの下の図をお願いします。

以上のようなことをまとめますとこのようになって、管理目標値、管理基準値というのは設定されていないんですけれども、取りあえず漁獲圧がゼロのときに対し、親を30%まで下げてしまう漁獲圧、それで漁獲しましょうと。そのときの、今後安定的な親魚量というのが求まったら、そこを管理目標にしましょうというふうになっています。まだ求まっていません。そういったような漁獲シナリオでやりましょうと。そうしますと、現状の資源量が4,100トンになっていますので、それに現在の漁獲圧、15.6%。現状じゃなくて、合意された漁獲割合でやりますと、ABCは640トンになりますという、そういったことで資源評価を行っているということになります。

駆け足で申し訳ないです。次に北海道西部系群。ここは漁獲量が非常に少ない所ですので、資料もかなり少なくなっています。その要因としまして、この海域ではズワイガニ漁業というよりは、ベニズワイ、もっと深い所にいる、冷たい所にいる、そこの漁業に付随して行われるため、どちらかといったらベニズワイ漁業に深く関係している海域だという

ことになるかと思います。分布図は、そこの図1の北海道の西側になります。

漁獲量の推移を見てみましても非常に少なく、近年20トンから40トンぐらいだったんで すけれども、ここ数年、7トンとか10トンとか、そういった更に減少しているような状態 にあります。

図3の方には、資源量指標値の推移とありますけれども、これはカニかごの、いわゆる 漁船の方のCPUE、漁船の情報を、1単位努力量当たりどれぐらい獲れますかという、 資源量を指標するような指標値なんですけれども、こんなふうに漁獲量は減っていますけ れども、それほど指標値の方は減っていない。漁獲の減少はどちらかといったら、獲らな い、努力量の減少ではないかということが推察されます。

その辺につきまして下の図、47ページの下の方、これ漁獲努力量の推移で示されていますけれども、これほとんど漁獲量の推移と一緒になっているのが分かると思うんですけれども、要は獲りに行く、獲りに行かない、それによって漁獲量が左右されている。近年は、しけの影響とかでなかなか努力量が下がっているので、資源がいても獲らない。そのため漁獲量も減っているということがこの図からも分かるんじゃないかということになります。

この図の右側の図 5、資源量指標値と目標とされる水準ということですけれども、なかなかズワイガニの北海道西部系群につきましては、ベニズワイの漁業の影響を受けるということで、ズワイガニのA海域のような目標というものが、MSYを算定するのが難しいと。ただし、このように過去の1990年代から近年までの資源量指標値の平均値、1.0、この辺ぐらいを目標としましょうと。この辺ぐらいの水準になれば大丈夫でしょうということで判断しているわけですけれども、2021年漁期の資源量指標値は1.01、ほぼ平均値ですけれども、ほぼ目標値の値だということで評価を行っているということになります。

以上が北海道西部系群になります。

次に、駆け足で申し訳ないですけれども、49ページ、資料3-10、これが最後です。これがズワイガニオホーツク海南部について説明させていただきます。

まず49ページ、上の図の分布図ですけれども、このオホーツク海南部につきましては、 ズワイガニの分布がロシア水域、ずっとサハリンの方につながっています。ですから、そ のうちの一部だけを漁獲している、いわゆる「またがり資源」、ロシアと日本でまたがっ ている資源。ですから、日本の情報だけでは資源全体が分からない。ですから、なかなか 管理が難しい、そういった資源になっているということになります。

下の図で漁獲量の推移があって、90年ぐらいにたくさん獲れて、近年は獲れていないと

いう状況があるかと思うんですけれども、こういった漁獲量の変化も資源全体の変化というよりは、資源全体の中から日本のオホーツク海南部にカニが来ているかどうか。また、それを獲りに行くかどうか。そういったものに大きく影響されているという、そういったことがあります。

参考までに、右側の図3に資源量指標値の推移ということで、これは調査船調査による 調査結果を示しているんですけれども、これもズワイガニオホーツク南部の一部だけを示 しているので、これだけでちゃんと評価ができるというのは難しいところがあるわけです けれども、それでも近年、2018年ぐらいに高く、一旦ちょっと増加したと思ったら、近年 また低くなっているという、そういったような推移になっているということになります。

なかなか情報がない中で調査船調査のちょっと断片的な、一部の海域でしか調査できて いないですけれども、それをよりどころにしているという状況になります。

次、49ページの下の図ですけれども、努力量の推移ですけれども、こういったまたがり 資源の中でズワイガニがオホーツク広く分布する中で、日本の近くに来たときに、やはり 努力量も上がって、漁獲量も上がるということで、漁獲量の多かった90年代にいろいろみ んな獲りに行っているということがありますけれども、日本の方に来ないときは、このよ うに努力量が大きく下がってしまって、近年は特に下がっているということで、一時的に 2015年辺りカニが来て、みんな獲りに行ったんですけれども、近年またいなくなって獲り に行かないという、そういった状況になっているということになります。

右の図に、図5と書いていますけれども、資源量指標値と目標とされる水準。これはなかなか情報が少ない中、難しいわけですけれども、取りあえずそういった日本の方に来るかどうかというのが特に大きな。で、それを獲るか獲らないか、漁船が。

というのが大きく漁獲に影響する資源でありますけれども、取りあえず情報としてあります調査船調査結果の2003年から2019年漁期に行った中の最低値、これよりは取りあえず上回ることを目標としましょうということで、最低値を目標というふうにしております。

2021年、最近年の資源量指標値は、それよりも若干上回っているという、低い水準ながらも、最低値よりは上回っていると、そんなふうに評価しているということになります。

この辺、北海道の方はなかなか情報も少なく難しいところがありますけれども、以上のようなことで評価を行っているということになります。

説明は以上です。ありがとうございます。

○資源管理推進室長 続きまして、私からずわいがにのTACの設定及び配分(案)につ

いて御説明いたします。

ずわいがににつきましても、令和2年度のステークホルダー会合の取りまとめ結果を踏まえた漁獲シナリオに従って最新の資源評価結果に基づいてTACを設定するというもので、いずれもTAC設定の考え方は前年度、令和4管理年度と同じでございます。

まず太平洋北部系群、資料は3-13、59ページを御覧ください。

TAC設定の算定方法は、資源管理基本方針別紙 2-17において、ずわいがに太平洋北部系群をとることを目的とする操業を避けるということで、目的とする操業が行われていない平成23年以降の最大漁獲量を考慮してTACを算定するとされております。

令和5管理年度のTACにつきましては、20トンということでございます。

配分につきましては、次のページに記載しております。過去3か年、具体的には平成29年から令和元年までの漁獲実績の比率に基づいて、大臣管理区分及び都道府県別に配分ということで、具体的な数量につきましては61ページ、大臣管理は、沖合底びき網漁業及びずわいがに漁業の区分に17トン、知事管理は宮城県について現行水準とするというものでございます。

続きまして、日本海系群A海域、資料は3-14、63ページでございます。

TAC設定、算定方法は、基本方針別紙 2-18に定められた漁獲シナリオに基づきまして、最大持続生産量を達成する漁獲圧力に安全係数、 β として0.8を乗じた値により導かれるABCをTACとするということで、3,400トンのTACとしております。

配分につきましては、64ページの2のところに記載しております。前年と同じ考え方です。

7%を国の留保といたします。そして、残りについて、過去3か年の漁獲実績の比率に基づいて、大臣管理区分及び都道府県に配分するということで、具体的な数字は65ページにございます。沖合底びき網漁業及びずわいがに漁業に2,546トン、知事管理は富山県、石川県、福井県、京都府に記載のとおりの数量を配分するというものでございます。

ACとするというものでございます。

配分につきましては、留保につきまして前年から変更しております。前年、令和4管理年度は7%を国の留保としておりましたが、今回TAC設定に当たって留保をなくして全量を当初から配分してほしい、その中での管理をするようにしたい、といった要望がございましたことを踏まえて、令和5管理年度においては計算上発生する端数の1トンのみを留保としまして、そのほかは過去3か年の漁獲実績の比率に基づいて配分するとしております。

具体的な数量は69ページに記載しておりますとおり、沖合底びき網漁業及びずわいがに 漁業、秋田県、山形県、新潟県に記載の数量を配分いたしまして、留保は1トンとすると いうことでございます。

それから、北海道西部系群、資料は3-16、71ページです。こちらも資源管理基本方針の別紙2-20に定められた漁獲シナリオに基づき算定されたABCをTACとするものです。この資源の漁獲は、べにずわいがにを目的とする漁業に付随するものでありまして、漁獲努力量が抑制されており、今後も増大の懸念が少ない。また、資源状況も現状良好な状態にあり、大きな変化は見られないということを踏まえまして、平成9年、1997年以降の資源水準を維持するよう漁獲を管理するということで、1997年以降の最大漁獲量を考慮してTACを43トンとするということにしております。

配分につきましては、こちらも過去3か年の漁獲実績の比率に基づいて、大臣管理区分、 都道府県別に配分ということですが、全量を知事管理区分として北海道に配分するという 案でございます。具体的な数字は73ページに記載しているところです。

ずわいがにの最後です。資料3-17、オホーツク海南部でございます。

こちらは、またがり資源、我が国の漁船や調査船により情報が得られる水域に主分布域や産卵場がないということで、近年の最大漁獲量を考慮して漁獲可能量を算定するというシナリオになっております。

近年の漁獲量は、76ページに近年の漁獲実績を記載しておりますが、こちらを踏まえまして、TACは1,000トンとするというものでございます。

配分につきまして同じ76ページに、過去3か年の漁獲実績の比率に基づいて、大臣管理 区分及び都道府県に配分するとありますとおり、大臣管理、沖合底びき網漁業と知事管理、 北海道にそれぞれ875トン、125トンを配分するというような案としております。

TACの設定及び配分についての説明は以上です。

○田中分科会長 ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明について何か御質問等ございますでしょうか。 どうぞ、倉委員。

- ○倉特別委員 留保なんですが、65ページ、A海域は留保枠239トン、それから69ページ、B海域、ここは保留枠1トンということで、先ほど自分たちで管理するわというふうな御説明もあったんですが、A海域については239トンということで、非常に保留枠が多いような気がするんですが、これはどういう理由なんですか。
- ○資源管理推進室長 A海域の方の留保を7%取っているところですが、A海域の中でも、東の方と西の方でやや漁獲の状況、傾向が異なるというところがございます。また、年によってその辺りの漁獲状況が変わるというところに対応できるように留保として確保しておいて、漁期の途中に、ある程度漁獲が進んだ段階で、その関係者の方々の中で、留保を配分どうするかというところを決めて、その合意に基づいて配分するというやり方をしているということです。
- ○倉特別委員 分かりました。
- ○田中分科会長 例年、早く獲ったりしちゃう、獲れちゃう所もあって。大体例年どおり と思いますけれども、よろしいでしょうか。

ウェブ参加の方もよろしいですか。

それでは、ほかに特になければ、原案どおり御承認いただいたということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○田中分科会長 特段御異議ないようですので、そのように決定いたします。

それからもう一個あるのか。諮問第417号、漁獲可能量の変更に係る配分、留保からの 配分及び数量の融通等についても諮問されています。

事務局から資料の説明をお願いします。

○資源管理推進室長 資料3-1の諮問文のところにお戻りください。諮問文の「また」 以降のところでございます。漁獲可能量の変更に係る配分、留保からの配分及び数量の融 通等につきまして、諮問事項がもう一つございまして、別紙2、11ページを御覧ください。

これまでも漁獲可能量の配分の変更のうち、恣意性のない機械的なものにつきましては、 こういうような場合にはこういう形で留保からの配分、あるいは配分数量の変更等をしま すということをあらかじめお諮りしておいて、御了承いただいた上で、変更した数量につ いては後ほど事後報告という形を取らせていただいているところですが、令和5管理年度においても、これまでと同様に、まさば及びごまさばの太平洋系群、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群については、国の留保からの配分について、あらかじめ定めた計算方法(いわゆる「75%ルール」)にのっとって、TACの配分を変更する場合、また、ずわいがに日本海系群A海域、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群につきましては、国の留保からの配分について、関係者間で合意形成があって、それに基づいて配分をする場合、さらに、これは全てに共通でございますが、都道府県間、あるいは大臣管理区分と都道府県との間で、当事者の合意により数量の融通を行うということに伴って、漁獲可能量の配分を変更する場合、さらに、まさば及びごまさば太平洋系群に関しましては、大中型まき網漁業のIQによる管理区分の未利用分を留保に繰り入れて、またそこから総量管理の、大臣管理の大中型まき網漁業の総量管理区分への追加配分を行うことによる変更につきましては事後報告とさせていただきたいというものでございます。

○田中分科会長 例年どおり迅速な枠の変更を行うために事前に御承認いただきたいとい うことだと思いますが、ただいまの御説明につきまして御意見、御質問等ございましたら、 よろしくお願いします。

ウェブの方もいいですか。

特にないようですが、原案どおり御承認いただいたということでよろしいでしょうか。 (異議なし)

○田中分科会長 ありがとうございます。御異議ないようですので、そのように諮問第 417号は決定したいと思います。

それでは、ここで10分ほど休憩を頂きまして、4時50分から再開したいと思います。

(休憩)

○田中分科会長 それでは、時間になりましたので、再開したいと思います。

次に、諮問第418号「特定水産資源(さんま)に関する令和5管理年度における漁獲可能量等の変更について」に移ります。

事務局から資料の説明をよろしくお願いいたします。

○資源管理推進室長 御説明いたします。

資料4-1を御覧ください。

諮問文を読み上げます。

5 水管第173号 令和5年4月24日

水産政策審議会 会長 田中 栄次 殿

農林水産大臣 野村 哲郎

特定水産資源(さんま)に関する令和5管理年度における漁獲可能量等の変更について(諮問第418号)

漁業法(昭和24年法律第267号)第16条第1項の規定に基づき定めた特定水産資源(さんま)に関する令和5管理年度における漁獲可能量等について、別紙1のとおり変更したいので、同条第6項において準用する同条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

まず最初に、さんまの資源評価結果について水産研究・教育機構の久保田副部長から御説明いただき、続いてNPFCの年次会合の結果について水産庁資源管理部審議官の福田から説明いたしまして、最後に私から、さんまTACの変更の考え方について御説明していきますので、まず資源評価の結果についてお願いいたします。

- ○田中分科会長 手短に。時間が大分押していますので。
- ○水研機構広域性資源副部長 水研機構の久保田と申します。どうぞよろしくお願いいた します。

早速ですけれども、資料4-2に基づきまして、サンマ資源評価結果について御紹介いたします。

次のところにいってください。

その前に、生物情報・漁業情報などを少し紹介して、NPFC(北太平洋漁業委員会)

におけるサンマの資源評価について御紹介いたします。

次をお願いします。これもサンマの分布、回遊とか産卵とか、そんなことを図に示した ものですけれども、すみません、押しているようですので、また何かあれば御質問いただ ければと思います。

次にいきたいと思います。失礼しました。

次、こちらは水研機構が6-7月でおよそ1か月半ぐらい掛けて3隻の調査船を出して 調査を行っております。表層を曳くトロールを使って、サンマのほか、その他浮魚類も獲 れるんですけれども、サンマをメインの対象とした調査船調査を行っております。それに よって得られた、簡易的に出した分布密度の推移が左側の図になります。

赤色、青色、水色はそれぞれ1区、2区、3区に相当しまして、この分け方は便宜的なものですけれども、日本に近い側が赤い色です。そこの分布量が年々特に減ってきていると。近年はかなり少なくなっていると。沖合の方も減っていますけれども、赤色ほど激しくはないという状況ではあります。

2022年の推定結果は、2021年よりは増えているんですけれども、長期的に見れば、依然として低水準で、資源の分布は大分東沖の方に偏っているという状況になっております。

次をお願いします。漁獲量の推移です。日本はもう長期的に長らく獲っておりますけれども、ロシアも獲っています。台湾が90年代ぐらいから獲り始めており、そして中国もまた最近、ここ十数年ですか、獲るようになってきております。これらの漁獲国はNPFCに参画しておりまして、一緒にデータを共有し、そして主要な国であります日本、台湾、中国が資源評価を実際に回すことに関わっています。

漁獲量は御覧のとおりで、中国だけじゃなくて台湾など、全ての国を含めた漁獲量のピークは2000年代から2010年ぐらいのところにありまして、そこから急激に減少傾向にあります。日本の漁獲割合も昔から比べると、大分低くなってきているということです。

では次にいきます。こちらはCPUEの推移ということで、「CPUE」と言っておりますけれども、これは漁船1隻1日当たりの漁獲量、又は1網当たりの漁獲量の推移です。日本のデータは1網当たりに換算した漁獲量の推移で、ほかの国は1日1隻当たりなんですけれども。

左の方が標準化といって、統計的にいろいろなノイズを取り除いたような結果で、右の方は、元のデータの推移を示しておりますけれども、ちょっと右の方だけで説明しますと、近年、2010何年ぐらいから、どの国もCPUEとしては減少傾向にあって、2021年、2022

年も徐々に低くなってきているという状況にあります。

次をお願いします。 7ページ――ページでは8ですけれども。NPFCにおける資源評価をどのようにやっているかということなんですけれども、先ほどちょっと申し上げたんですけれども、日本、台湾、中国がそれぞれ資源評価の計算を実施して、これは先ほどまでの資源とはちょっと違う方法を使っておりまして、先ほどのCPUEというデータと漁獲量のデータだけがあればできてしまうような、結構原理的にはかなり簡単な資源評価を行っています。それに先ほどの我々の日本の調査データも使って、それだけのデータを使って一応資源評価は行っております。各参加国が行ったものをそのまま全部足し合わせるというか、統合して、資源の推移を求めております。

使用するデータというのは、今申し上げたとおりです。

次のスライドへお願いします。得られた資源量の推移なんですけれども、3か国それぞれで推定される資源のレベルが――まあ、基本的には同じ方法を使っているんですけれども、ちょっとした過程の違いで結構違いが出てしまっている国もあります。

その三つの国のデータを合わせて、その中央値、真ん中の値の推移を表すと黒い線になりまして、青い色で塗ってあるところが上下80%の信頼区間ということで、大分信頼区間は広くなってしまっております。

赤点である環境収容力というのは、長期的に見たときに上限値になるような値がモデルの中では推定されるんですけれども、実際はこれを超えると資源としては基本的には減少していくという閾値です。

ただし、近年、資源がかなり少なくなってきており、これは環境の影響もあると思いますので、本当の環境収容力として近年もこのままであるというふうには誰も思っていないとは思いますけれども、今のところは長期的にはこういう値として出ています。

Bmsyというのは、このモデルで推定される、MSY、最大持続漁獲量を得られると きの資源量です。その中央値は2009年以降、MSY水準を下回って、低い値で推移してお ります。

次、9ページ目をお願いします。漁獲割合の推移なんですけれども、単純に「資源量」 分の「漁獲量」で得られる「漁獲割合」です。割り算で得られるものなんですけれども、 それが長期的には上昇傾向で、2018年ですか、辺りにピークがあって、そこから近年のと ころは減少傾向というふうに推定はされておりますけれども、依然として高い水準ではあ ると思います。 次の10ページ目にいっていただきまして、この左と真ん中の二つのグラフは、先ほどの9ページ目、8ページ目の図の縦軸をちょっと変えて、点線のあるところが、いわゆる右の図でいきますと、一番右の赤や緑のあるプロット図、これは先ほどまで出てきた神戸プロットと同じようなものなんですけれども、この色の分けている線に相当するところが、左の図でいくところの点線になります。

これでいきますと、2021年の丸のところは、神戸プロットと言えば左下の黄色ゾーンに入っているようにはなっていますけれども、グレーで三日月のような線が、エリアがありますけれども、これが信頼区間みたいなもので、一応漁獲割合としてはMSYを生むときの漁獲割合よりは下がっていると、漁獲圧としては下がっているというふうに、一応2021年は推定されていますけれども、この後の2年、3年たった後の評価でまた変わる可能性は十分ありますので、安心ということでは全然ないと思っております。要注意であるということです。

最後の11ページ目をお願いします。資源評価の結果、まとめますと、資源量は減少傾向にありまして、2020年は80年以降で最低となり、2022年は21年を上回ったと一応推定されていますけれども、歴史的には低い水準にとどまっております。

直近3年の中央値で見た場合、資源量はMSYとなる水準を下回り、漁獲割合もMSY となる水準を上回っていると。

そして、漁獲割合は2018年をピークに減少傾向にありますけれども、その少し前の方で、 CPUEの推移を見ましたけれども、それでいきますと、それもずっと減少しているとい うことから、その解釈には注意が必要であるということです。

NPFCの科学レポートに書かれております勧告――まあ、いっぱいあるんですけれども、その中から数字に相当するところを一応拾って書いておりますが、2019年のNPFCの委員会で決定された TAC — TAC は Fmsy 掛けるそのときの資源量というふうに一応決まっているんですけれども――それに最新の評価結果――この評価は2022年の12月に合意されたものなんですけれども―― TAC は20万5,000トンと試算されますけれども、それは2022年の漁獲量の 2 倍ぐらいになっているということです。

そして、「一般的に用いられる漁獲管理規則を適用した場合」とありますけれども、これは先ほどまでのサバなんかでよく出ていた図なんですけれども、MSY水準を下回ったときに、ゼロに向かって直線的に漁獲圧を下げていきましょうという、そういうルールです。を適用した場合には、2023年のTACは、およそ半分の10万トンぐらいになりますと

いうふうな試算結果を科学勧告としては示しています。

以上でございます。

○資源管理部審議官 続きまして、次のページになります。13ページ目から、北太平洋漁業委員会(NPFC)第7回の年次会合の結果について、資源管理部審議官、福田の方から説明をさせていただきます。

3月22日から24日まで札幌市でこの会合が開催されました。NPFCの概要については 14ページ目にございますけれども、北太平洋公海において、台湾、中国等の漁船の進出、 あるいは漁獲拡大というのを背景に、国際的な資源管理の枠組みを作るということで、平 成27年に設立された地域漁業管理機関でございます。

条約水域については「北太平洋公海」ということで、EEZは含まれず、公海のみを対象とする委員会でございます。2015年の設立から7年強です。RFMOの中では比較的若い、歴史の浅い機関になっております。

次に15ページ目をお開きください。今回合意されましたサンマの資源管理措置について でございます。

サンマについては御承知のとおり、近年、記録的な不漁が続いており、その資源状況についても、先ほど研究所の方から説明がございましたけれども、資源状況が強く懸念されているということでございます。

海洋環境の要因も指摘されておりますけれども、公海において5月から12月ぐらいまで 洋上に張り付いて外国漁船が操業を継続しており、そういった漁獲圧も資源減少の要因と いうふうに考えております。

このため、今回も公海での漁獲というのをいかに削減するか、科学勧告を踏まえて協議 を行ったということでございます。

近年2年間の漁獲量を見ますと、サンマ全体の漁獲量の98%以上が公海での漁獲となっておりますので、この公海におけるTACというのをどの水準まで抑制するかというのが非常に大きな課題でございました。

結果でございますけれども、条約水域である公海での漁獲枠を今後2年間、従来は19万 8,000トンだったんですけれども、これを15万トンで管理をしていくということが合意さ れております。

また、条約水域外でございますけれども、日本とロシアの200海里水域内、それの漁獲量については10万トン以内に抑制するといった協力をしていくということも合意されてお

ります。

また、数量枠に加えまして、小型魚の保護という観点から、小型魚である0歳魚の分布が多い6月から7月期の東経170以東の海域での操業禁止というのも新たに決まっております。従来は、操業の自粛を推奨という自主的な措置でございましたけれども、今般、資源が悪化しているということから、0歳魚を守るための措置として、170度以東での6月から7月期の操業禁止というのが義務としてかかったということです。

また、漁獲努力量を削減するための措置としまして、各国が連続した180日間、これが6か月弱に相当しますけれども、180日以内の操業期間を設定して、国ごとにそれ以外の期間については禁漁にする、あるいは2018年の操業隻数から10%削減した隻数で管理をする、そのいずれかを実施するということも決まっております。数量管理だけではなくて、こういった小型魚の削減措置、あるいは漁獲努力量の削減措置、それについても今般合意されたということです。

また、現在、サンマの保存管理措置については、1年だとか2年に1回、新しい直近の 資源評価を踏まえまして、交渉ベースで保存管理措置を決定しておりますけれども、中長 期的に、より安定的な漁獲管理ができるように、あらかじめ資源水準に応じて漁獲量の水 準なんかをどの程度に設定するかというのを決めておく漁獲管理規則、これを来年の会合 に向けて議論を進めていって、できれば来年の年次会合でこの漁獲管理規則というのを採 択できるように、これから議論を推進していくということも決まっております。

下の方ですけれども、漁獲物の転載の管理措置です。北太平洋で操業する外国漁船は、 漁獲物を洋上で運搬船に転載、積替えをしながら操業を継続しております。そういった漁 獲物の大部分は運搬船で本国の方に運ばれて水揚げがされているといったような実態にあ るということでございます。

そういったことから、この漁獲物の洋上転載のモニタリングがTACの遵守、あるいは N P F C の諸規則の遵守確保にとって重要であるということから、今回、洋上転載等の管理の措置が新しく決まっております。洋上転載を行う前と行った後、魚種だとか重量についての報告をタイムリーに求めていくということに加えまして、運搬船に100%のカバレッジで独立のオブザーバーを積んで、そのオブザーバーの方からも報告を求めるというふうな枠組みも新たに導入されております。

今後2年間は、この独立オブザーバー、船籍国の方から派遣されるオブザーバーですけれども、2年後にはNPFCの方から派遣されるオブザーバーの方に切替えをしていって、

より透明性のある操業活動のモニタリングというのができるように協議を進めていく予定 となっております。

次のページ、16ページ目ですけれども、今15ページ目で文章で説明をさせていただきましたTACの公海とEEZ別、あるいは公海での国別漁獲上限、それを表にしたものでございます。

NPFCの科学委員会が実施した資源評価、先ほど来ございましたけれども、持続的な水準として20.5万トンと、より漁獲管理ルールなんかを適用して、より予防的な水準の漁獲量の水準としては10.1万トンといったような二つの数字が示されておりましたけれども、こういった数字を見ながら全体の漁獲として20万トン以下には確実に収まるような、TACの水準として、今回公海でのTACを15万トンということで、関係国のコンセンサスで合意がなされたということでございます。

以降、17ページ目が今説明をさせていただきました今年決まった措置、それを下の線、 下線で示しておりますけれども、サンマの保存管理措置全体を示したものが17ページ。

18ページ目は各国のサンマの漁獲量と操業隻数の推移、そして、19ページ目が国別のサンマの漁獲量を公海と200海里水域別に示しました詳細な漁獲データ、それを参考として、資料として配付をさせていただいております。

以上、簡単ではございますけれども、3月にございましたNPFC年次会合の結果についての御報告でございました。

以上でございます。

〇資源管理推進室長 それでは、さんまのTACの変更及び配分について御説明します。 資料は4-3、15ページを御覧ください。告示の案は3ページに付いておりますが、この 15ページで御説明をさせていただきます。

さんまにつきましては、令和5管理年度、本年1月から始まっておりますが、暫定的に前年と等量のTACを設定しておりました。今般、NPFC第7回年次会合で採択された保存管理措置を踏まえて、TACを11万8,131トンに変更するというものであります。

考え方につきましては、15ページの表に記載しております。「NPFCの保存管理措置」、左側にありまして、右側にそれに対応した「我が国TAC算定の考え方」としております。

まず①のところで、2023年及び2024年の分布域全体の漁獲可能量を25万トン、NPFC 水域(公海)でのTACを15万トンに制限。 日ロ両国は200海里水域内の漁獲量を10万トン以内に抑えることで上記措置に協力ということです。

TAC算定の考え方としましては、日口両国の200海里水域内の過去3年間の我が国の 漁獲実績のシェアは97.04%であったので、10万トンの97.04%ということで、9万7,044 トンというところが、まずAとして計算しております。

③のところ、左側、各国は公海での漁獲量を2018年の漁獲実績の45%に削減ということですので、右側ですけれども、我が国の公海の漁獲量、2018年は4万6,859トンであったので、これの45%として2万1,087トン、これをBとしまして、我が国の令和5管理年度のTACはAプラスBの11万8,131トンとするというものでございます。こちらの計算の基になったデータは、次のページ、参考1、参考3として記載しておりますので、御確認いただければと思います。

こちらの配分につきましては、16ページの2、下の方にございますが、10%を国の留保 としまして、過去3か年、具体的には平成29年から令和元年までの漁獲実績の比率に基づ いて、大臣管理漁業及び都道府県別に配分する。ただし、配分を受ける者の間で別途の合 意がある場合には、当該合意による数量を用いて配分するということで、この関係者の合 意に基づく配分という形にしております。

また、諮問事項の最初のところでも御説明いたしましたが、漁獲割当て(IQ)による管理を行う区分というのを今般設けることとなりましたので、計画的な操業を可能とする IQ管理の利点を損なわないため、留保からの事後的な配分は行いませんが、あらかじめ 一定数量を上乗せするという形での配分としております。

具体的には17ページに記載しておりますとおり、大臣管理区分、IQを行う管理区分、 総量を行う管理区分、それから知事管理分として北海道、岩手県には記載の数量明示とし、 宮城県、千葉県、石川県、静岡県、三重県、京都府、和歌山、高知、佐賀及び長崎につい ては現行水準とする案でございます。

括弧の中の数字が、先ほど申し上げた I Q管理を行う区分に留保からの上乗せをした数字、した後の数字ということになっております。

以上でございます。

○田中分科会長 説明ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明について何か御質問等ございますでしょうか。 どうぞ。 ○川原特別委員 ありがとうございます。大洋エーアンドエフの川原でございます。

今回、この諮問事項、サンマについてのことですが、今福田審議官よりNPFCの御報告がございましたので、一言お願いがありまして、手を挙げました。

今回、サンマのTACが決まったということで、厳しい交渉をありがとうございました。 これが決まりましたし、またこれから進めていかれるかと思いますが、次はやはりマサバ が重要な魚種ではないかと思っておりますので、こちらの方もスピーディーに進めていた だければと思います。

今回、公海の方に新しく入漁したいというような国も出ていると聞いておりますし、そうしますと資源状況等非常に不安が残るということもございますので、その辺りも鑑みまして御対応いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○田中分科会長 御要望を承ったということで。

マサバについてはTACの一番最初の会合のときに、もうNPFCに出すんだから、日本が率先してTAC管理やるんだということで始めたという経緯がありますよね。役所が約束したんで、やらないわけにはいかないんじゃないかと思いますけれども。

ほかはよろしいでしょうか。

私から一つ。これ実際の量の倍ぐらいあるけれども、大丈夫なんですか。TACとAB C。傾斜かけると10万トンでしょう。

○水研機構広域性資源副部長 はい、そうですね。どうお答えしたらいいのか分かりませんが、プロダクションモデルベースでの計算上はそのとおり、「およそ10万トンぐらいがよいのではないか」というふうには、科学側のレポートとしては一応書かれてはいますが、「よいのではないか」まではちょっと書けないんです。ほかの国がいるので、「こういう前提で計算すれば、こうなります」という、そういう書き方になっているんです。でも、日本としては「それを推奨する」というぐらいの勢いで本当は主張はしている中で、ほかの国との関係でやむを得ずこういう15万トンというところに落ち着いたということなんだと思います。その辺の交渉は、私よりは審議官がおっしゃっていただいた方がいいような気もしますけれども、それは委員会でもその辺の厳しいやり取りがあった上で、こういう漁獲量になってしまったということだと思います。

- ○田中分科会長 言えることと言えないことが交渉ごとであるので、言える範囲でお答え いただければというふうに思いますけれども。
- ○資源管理部審議官 一言よろしいですか。

おっしゃったとおり、科学委員会から「20万トン」と「10万トン」という二つの数字が示されていまして、我々としては10万トンにできるだけ近付けたかったし、そういう協議を行ったところでありますけれども、科学委員会からのメッセージとしても20万トン、10万トンと。そんな中で、縷々調整した中として、その中間点としての15万トンで決着を見たというところかと思います。

ただ、その数量措置に加えまして、今回、小型魚の保護のための、期間的な170度以東での操業禁止、それと数量もそうですけれども、努力量をコントロールしていくと。外国漁船の場合は5月の連休明けから12月の中旬ぐらいまで、ずっと洋上に張り付いて、7か月間操業しているという中にあって、まず第一歩ではありますけれども、6か月以内の操業期間を設定して、それ以外の期間を禁漁にするというところも新たに入ったところでございます。

今後、この措置の有効性、実施状況、そして資源と漁獲の状況を見極めながら、また来 年に向けて必要な措置を検討してまいりたいと思っております。

サンマについては、御承知のとおり2年生の魚ですので、1年に半分の資源が入れ替わるというところもありますので、水研センターの方で実施を頂いている資源量調査の状況、あるいは今年の各国漁船の、週別に量が入ってきますので、その状況も見極めながら、適切な資源管理の確保に努めてまいりたいと思っております。

○田中分科会長 ありがとうございます。着々と包囲網を形成しつつ、我が国漁船の生き 残りもついでに考え――ついでにじゃないですけれども、考えていっていただきたいとい うふうに思いますけれども。

髙橋委員、どうぞ。

○髙橋特別委員 御苦労さまでした。今回、様々なことが決まりましたが、この決まった 内容をしっかりと守っていただくため、各国に対する監視体制なり報告なり、VMSもそ うですけれども、こういうものの担保をしっかりとチェックをして対応していただきたい というお願いをしておきます。

以上です。

○田中分科会長 よろしいですか、要望を承ったということで。早くインディペンデント・オブザーバーなどを乗せていただいて、監視体制を整えるということが大事かと思いますけれども。

いいでしょうか。ウェブ参加の方も特にないですか。

それでは、原案どおり承認していただいたということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○田中分科会長 ありがとうございます。特に御異議ないようですので、そのように決定 いたします。

それでは、諮問第416号から418号について、確認のため答申書を読み上げます。

答申書

5 水 審 第 1 号 令和 5 年 4 月 24 日

農林水産大臣 野村 哲郎 殿

水産政策審議会 会長 田中 栄次

令和5年4月24日に開催された水産政策審議会第124回資源管理分科会における審議の結果、諮問のあった下記事項については、諮問のとおり実施することが適当であると認める。

記

- 諮問第416号 資源管理基本方針 (令和2年農林水産省告示第1982号) の一部変更 (さんまの別紙2の変更並びにまさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群の資源再建計画に係る別紙4の追加等) について
- 諮問第417号 特定水産資源(まさば及びごまさば太平洋系群、まさば対馬暖流系群及 びごまさば東シナ海系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本 海系群A海域、ずわいがに日本海系群B海域、ずわいがに北海道西部系 群並びにずわいがにオホーツク海南部)に関する令和5管理年度におけ る漁獲可能量の当初配分案等について

諮問第418号 特定水産資源(さんま)に関する令和5管理年度における漁獲可能量等 の変更について

それでは、答申書を藤田資源管理部長にお渡しいたします。

(分科会長から資源管理部長に答申書手交)

○田中分科会長 それでは、続きまして、審議事項に入ります。

第11回及び第12回資源管理手法検討部会の結果について、事務局から説明をお願いいたします。

○資源管理推進室長 御説明いたします。資料5-1を御覧ください。

資源管理手法検討部会は、TAC魚種の拡大の候補魚種につきまして資源管理方針に関する検討会、いわゆるステークホルダー会合での議論に向けた論点・意見を整理するための部会でございます。

部会の運営規則の第2条で、「部会は、調査審議の結果を分科会に報告し、分科会は、 その結果を審議し、議決する。」とされております。

今回は、いずれも3月に開催されました、マダラ北海道太平洋及びマダラ北海道日本海に関する検討を行いました第11回及びヒラメ日本海北部系群及びヒラメ日本海中西部・東シナ海系群の検討を行いました第12回の検討部会において取りまとめられた論点・意見について事務局である水産庁から御説明いたします。

まず資料5-1、11回の結果についての案を御覧ください。

これまでと同様に、「漁獲等報告の収集について」「資源評価について」「資源管理について」「SH会合で特に説明すべき重要事項について」という四つに整理しております。順に読んでまいります。

まず「漁獲等報告の収集について」、こちらは洋上で箱詰めされ、入れ目(尾数)の銘 柄別で重量換算を行っており、個体ごとの正確な重量計測は現状では困難。このような状 況も踏まえて収集体制を検討すべき。

沿岸、沖底ともに正確な漁獲データ収集するシステムを構築し、現場に負担が増えない 体制が必要。

「資源評価について」は、資源量指標値として、沿岸漁業のデータも使用すべき。

沖合底びき網漁業のCPUEの標準化手法の妥当性について、丁寧に説明すべき。

本資源は、ロシア海域との『跨り資源』として、ロシア側による漁獲状況も踏まえて資

源評価すべき。

「2系ルール」による評価では将来予測結果が示されず、TAC管理による期待される成果が不明確なので、期待される成果を丁寧に説明すべき。

数量管理を導入するに当たり、資源評価の精度を向上させ、漁業現場が妥当と思うような評価をするとともに、漁業者が理解できるよう説明してほしい。

「資源管理について」は、ロシア海域との「跨がり資源」として、当該資源を数量管理 することの必要性について関係漁業者の理解を得ることが必要。また、予期せぬ大量来遊 があることも考慮した算定規則の適用も含め、適切な管理方策を検討すべき。

日本船がロシアとの協定に基づいて漁獲する量の扱いを明確にしてほしい。

数量管理の開始時期は本州の系群も合わせて全国一律で行うべき。

国の支援による市場データの自動取得や、関係者への連絡体制などの検討と整備が必要。 混獲種の数量管理を適切に運用するための具体的な方策を提示すべき。

複数の系群が分布を接した海域では、別の系群が漁獲される可能性も考慮した管理方策を検討すべき。

「SH会合で特に説明すべき重要事項について」は、地元で開催し、浜の意見を直接聞いて、地域事情に応じた管理手法を検討してほしい。

次のページにまいります。

資源評価と管理方策について、関係漁業者の理解を得られるように十分に議論すべき。

TAC管理の導入のタイミング、資源評価の不確実性等のリスク、「跨がり資源」と考えられるマダラの資源評価方法と管理手法、零細漁法等の漁業実態に沿った資源管理の手法、配分基準、遊漁の管理の具体的方策などを説明してほしい。

漁業者だけでなく加工・流通関係者も十分に理解することが必要。特に、資源評価の目標については、漁業者だけでなく、加工・流通業者等の関係者の意見も踏まえて検討すべき。

系群判別の方法、沿岸及び沖底の漁獲データ収集手法の検討について説明してほしい。 高位捕食者である本資源が高水準の状態を維持することが、本資源以外を利用する漁業 者にとって望ましい状態であるのか、議論を行う必要がある。

このような取りまとめの案としております。

続いて、同じ日に開催しましたマダラ北海道日本海についてでございますが、取りまとめの案の論点・意見整理、先ほどのマダラ北海道太平洋と重なる部分がかなりございます

ので、日本海の方でのみ出てきた意見、太平洋ではなかった部分について御説明したいと 思います。

まず、「漁獲等報告の収集」につきましては、3番目のところ、主要港での漁獲量及び 銘柄別漁獲量の収集体制は確立しているが、オホーツク海と日本海にまたがる地区での銘 柄組成の把握が困難であり、同地区における収集体制について検討すべきという論点がご ざいました。

また、「資源評価」につきましては、こちらの方だけで出てきたところは、一番最後のところです。資源の分布や生態についての説明や、他資源とDNA分析等で判別が可能であるのかどうか説明してほしいという御意見がございました。

「資源管理」につきましても、かなり重複しておりますが、二つ目です。高水準な資源をいかに効率的に漁獲するべきか十分に議論を行い、実態を踏まえたシナリオとすべきというような御意見がございました。

「SH会合で特に説明すべき重要事項について」は、太平洋の方と内容的にはほぼ同じであったというところでございます。

続きまして資料5-2、ヒラメに関してでございます。

こちらも、まずヒラメ日本海北部系群について順に御説明します。

「漁獲等報告の収集について」は、スマート水産業推進事業の活用等により、現場に過度な負担がかからないような漁獲報告体制の構築が必要。

遊漁についての情報収集が必要。

「資源評価」につきましては、本系群に関し、これまで漁業者が行ってきた種苗放流及 び体長制限等の自主管理の効果を示すべき。

海洋環境の変化や種苗放流の効果も考慮した上で、資源管理目標を導入すべき。

高齢魚の割合が高いMSY水準を目標とするのではなく、市場価値を踏まえた目標設定とすべき。

高次捕食者であるヒラメと他の魚種との関係を踏まえた目標設定を検討してほしい。

今後、漁業者の減少による漁獲圧の減少が見込まれるため、このことを踏まえた資源評価をしてほしいというものでした。

「資源管理について」は、各地域で行ってきた種苗放流や規制措置の内容が異なる状況 も踏まえ、漁業者間で不公平が出ないよう、平等に管理していく体制を構築する必要があ る。 遊漁の管理方策についても検討が必要。

TAC導入に当たっては、漁業者の意見を十分に聴いた上で慎重に行ってほしい。

資源状況の変動に伴って、臨機応変に資源管理方法を変えていく必要がある。

管理方策の検討に当たっては、漁業者が減少傾向にあることも考慮すべき。

ヤナギムシガレイやマガレイなどヒラメと一緒に漁獲される魚種との関係を踏まえた管理方策を検討してほしい。

混獲種の数量管理を適切に運用するための具体的な方策を提示してほしい。

「SH会合で特に説明すべき重要事項について」は、ステークホルダー会合での説明は、 漁業者、研究者、有識者等以外の一般の方も理解できるように分かりやすくしてほしい。

資源評価の課題や精度について、分かりやすく説明してほしい。

本系群についての数量管理の意義や必要性、資源管理の目指す方向性について、理解が得られるように丁寧に説明してほしい。その際には、将来資源が減少した際に数量管理が行われていなかった際のリスクを説明すべき。

このような取りまとめの案としております。

ヒラメ日本海中西部・東シナ海系群、こちらにつきましても、今御説明しました日本海 北部系群とかなり重なる意見・論点、多くございましたので、ヒラメの日本海中西部・東 シナ海系群の方でだけ出てきた意見をかいつまんで御説明いたします。

「漁獲等報告の収集」につきましては、同様の意見でございました。

「資源評価」につきましては一つ目、資源評価には、新型コロナウイルスの影響等による漁獲努力量の減少や寄生虫の影響、海洋環境の変化、餌生物の資源状況を反映すべきというところ。

それから、下から2番目、数量管理のみで(サイズ規制なしに)MSYを達成する年齢 構成を実現できるのか説明すべき。

また、一番下のところ、仮にTACによって操業が規制された場合の資源評価方法について、あらかじめ検討すべきというところがございました。

また、「資源管理」につきましては、三つ目、短期間に漁獲量が増減するような漁獲シナリオではなく、上限下限ルールを適用した場合の将来予測結果も踏まえて中長期的に安定したシナリオを採択すべきという御意見。

また、下から二つ目、漁獲努力量による管理や放流量の増加等数量管理以外の管理手法についても検討してほしい。

それから一番下、漁獲規制がかかることを想定した休漁支援等の経営支援制度を整備すべき。

このようなところがこちらで出てきておりました。

「SH会合で特に説明すべき重要事項」につきましては、6ページの下から二つ目、ステップアップの考え方及びスケジュール、具体的な資源管理方策について説明すべき。

それから一番下、水産庁補助事業で設定したKPIについて、漁獲量が削減された場合の取扱いを説明してほしいと。

このようなところが日本海中西部・東シナ海系群でのみ出された御意見でございました。また、今御説明しました中でステップアップの考え方及びスケジュールというところが出てまいりました。これについては、ステークホルダー会合では説明してきているところですが、この資源管理分科会において、まだ御説明したことがなかったものですから、参考としてこの資料の一番最後のページに付けております。時間もありませんが、簡単に御説明させていただきます。

新たにTAC管理に移行する魚種につきましては、すぐに既存のTAC魚種と同様の管理を行うことは難しいと考えておりまして、TAC管理導入当初は緩やかな柔軟な運用として、段階的に進めていく必要があるということで、ステップ1、2、3と段階的に進めていくステップを設けるということを考えているというものでございます。

下から順に、ステップ1、2、3となっておりますが、ステップ1では、漁獲情報の収集の体制を構築するということを主眼に考えておりまして、特定水産資源、いわゆるTAC魚種に位置付けまして、漁獲報告を義務化するということで、しっかりとした情報収集体制を構築していきたいというものでございます。

この段階では、大臣・知事の管理区分は設けますが、具体的な数量を配分するということはせずに、国で全体を一括管理するような方法を考えております。

そして、ステップ2では、このステップ1で得られたデータを基に資源評価を改善しつ つ、最終段階のステップ3に向けて都道府県等への配分を試行的に行って、具体的な管理 の内容の検討ですとか、実際の管理の試行を行っていくということを考えております。

この段階では都道府県等への配分は現行水準という形にしますが、目安の数量はお示し して、その数量の中で上手く管理できるのか、管理のやり方や留保の配分、融通の進め方 についても練習をする期間と位置付けて、管理の内容については漁獲シナリオの工夫も含 めてしっかりと検討していきたいと。例えば繰越しに関する規定ですとか、複数年管理と いったことも、この中でしっかりと検討していって、ステップ3では既存のTAC魚種と同様の管理をしたいと考えております。

なお、ステップ1、2においては、漁獲が積み上がった場合でも採捕停止の命令については、発出ということは考えておりませんで、そのような形での管理はステップ3以降というふうに考えております。

また、従来、漁獲シナリオについては5年ごとの見直しということを考えておりますが、 このステップアップの考え方では3年ごとという形で、ステップ3に入る前とステップ3 を終える段階というところで見直しを行っていきたいと考えているというものです。

駆け足で御説明しましたが、以上でございます。

○田中分科会長 ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして何か御質問等ございますでしょうか。 倉委員、どうぞ。

○倉特別委員 すみません、もともと設定されたスケジュールどおりにやっていきますという、そういうお考えは変わっていないようなんですが、今回新たにステップアップという手法を入れますよというお話なんですけれども、実際にこれをやるのは漁業者なんですよね。したがって、漁業者がしっかり理解して、よし、これならできるぞと、そういうふうな感触が得られてからこの取組を詰めるべきだろうと思っています。

したがって、スケジュールをしっかり守るということよりも、実益をもっと重視した方がいいだろうなと私は思っていますので、少々時間が掛かったって、みんなの合意が得られるまでしっかりと議論する。そちらの方が大事だと私は思いますので、どうか余りスケジュールにこだわらずに、しっかり議論をするというところに重きを置いていただきたいと思います。

○資源管理推進室長 ありがとうございます。このステップアップの考え方、スケジュール、お示ししましたけれども、もちろん、「最長3年間」と書いていますけれども、3年たったら自動的に次に行くということではなくて、しっかり次のステップに行けるという状態になるように検討して、皆さんと議論した上で、その上で進めていくということを考えております。

ただ、期間を定めずに、できるようになったら行くとなっていると、スケジュール感を 持って検討しないと、なかなか検討というのも進まないというところはあると思いますの で、水産庁としてはこのステップ1、2を3年間でクリアして次に行けるような形でやる ということで取り組んでまいりたいということでございます。

- 〇田中分科会長 川辺委員、どうぞ。
- ○川辺委員 御説明ありがとうございます。今、倉委員がおっしゃられたように、私も3年と時限を切って、スケジュールありきで進めていかれるというのでしたら、現場では困るんじゃないかと思っておりましたので、室長がおっしゃられたことでそこは分かりました。

単純な質問ですけれども、上の表のステップ1で「TAC報告の義務化」「TAC報告」「TAC報告」とあるんですけれども、これは「TAC」でよろしいんでしょうか。「現場からの漁獲量」ということではないのでしょうか。

- ○資源管理推進室長 内容としましては漁獲量の報告ですけれども、漁業法に基づく、いわゆるTAC魚種、特定水産資源の漁獲の報告というところでの義務化という意味で、こう書いております。
- ○川辺委員 分かりました。
- 〇田中分科会長 三浦委員。
- ○三浦委員 全漁連の三浦です。

先ほど倉委員が発言されましたとおり、この資源管理といいますか、TACのロードマップができたときから、魚種や期限は切らないでやるという、そういう約束もあったと思います。漁業者としっかりと話をしながら、理解と協力、そして納得を得た上でやっていただきたい。その約束を守っていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○田中分科会長 御要望は承ったということで。

何か記録には残す必要ないんだけれども、ステップ1で「TAC報告の義務化」と書いてあると、何かいかにも水産庁的にはやった実績が残っているように見えていいかもね。 どこかの省庁に説明するのには。

ほかにございますでしょうか。

三浦委員、どうぞ。

○三浦委員 すみません、少し質問ですが、今回、論点・意見のところで、高次捕食者としてマダラとかヒラメ、そしてマグロなどもそうかと思いますが、高次捕食者を資源管理によって保護し、増やしていった場合、餌となる生物に大きな影響を与える可能性があります。また、漁業者にも大きな影響を与えるのではないかと思っております。そうした中で、例えばクロマグロは、近年増え過ぎて、いか釣り漁業の漁具などを持っていってしま

ったり、せっかく集魚灯で集めたイカを散らばらせたり、スルメイカ資源そのものにも大きな影響を与えていることも言われております。北海道では、マダラの資源が増え過ぎて、カニやエビなどの資源が非常に減少したとも言われている中で、こういった高次捕食者を資源管理することによって、餌となる魚や若しくはその他の資源への影響、そういった食物連鎖のバランスも含めた調査を行っているかどうか、その辺について教えていただければと思います。

○田中分科会長 これは機構なんだけれども、担当が違うんでお答えは難しいと思うんで、 宿題にさせていただきたいと思います。

佐々木委員、どうぞ。

○佐々木特別委員 ありがとうございます。今の生態系の話で補足といいますか、私も気になっていることがずっとあるんですけれども、今高次捕食者のお話が出たんですけれども、逆に餌となるシラスとか、そういうものをたくさん獲ったときに、その高次の魚にどういう影響が出るのかみたいなところもすごく大きいのではないかなと思っています。ですので、生態系という意味では全てを見なくちゃいけないのではないかなというふうに思っております。よろしくお願いします。

○田中分科会長 これも宿題として承ったということで。

生態系の影響については二通り考え方があって、一つはトップダウンコントロールで、 上のものが下位の生き物の数を支配している。もう一つは、下のものの増殖力が上のもの の数を支配しているという二つ考え方があるんですが、今はどっちですか。前者の方が多 いんですか。御存じであれば。

○水研機構広域性資源副部長 ちょっと余り適切なコメントになるか分かりませんが、生態系というか、海洋環境から、餌生物から、そういったところから私どもは研究をもちろんしております。

どうも近年、水温が高くなってきているということありますけれども、太平洋、全ての海域でどうかはちょっと分かりませんけれども、太平洋の沖合域で、サンマと一緒に見ている海域でのプランクトンはやっぱ減ってきているというような状況のようです。長期的に見ればということなんですけれども。

ということがあったりして、昔よりも魚を増やせるキャパシティが今はちょっと下がっているかもしれないというようなふうには見てはいるんですけれども、それはサバやマイワシが増えているんだけれども、昔ほど増えたわけじゃないのに、もう何か成長が遅れて

きているとか、そういうことも分かってきておりますので、なかなか難しいですね。

そういう意味では、プランクトンからのところで見ると、大分ボトムアップ的なところ が効いているんですかね。

あとマグロとイカの関係でいきますと、マグロも別にイカだけが好きで食べているわけ じゃないんで、その場にいる餌生物でたくさんいるものを、それは普通に食べているんじ ゃないかとは思いますけれども、確かにイカの漁具を持っていくという、あそこだけはち ょっとどうしようもないですね。いない所を選んで、余りマグロが寄ってこない所でいか 釣り操業をするしかないのかなと。ごめんなさいね。そういう話も、僕が以前イカを担当 していたということもあって、そういうのでお困りだという話は聞いてはおります。北海 道の西の方とかで何か1か月ぐらいずっとマグロがいて大変だったとか、何かそういうこ ともお伺いしているんですけれども、そういったところも、何かマグロをよけられる技術 開発とかもできればいいかなと思って、機構の中の人をたきつけたりとかもちょっとした りとかもあるんですけれども。

ともかくマグロがただ増えたといって、このぐらいの状況でイカが減っていることの原 因がマグロだということはちょっとさすがにないんじゃないかなと思います。もっと海洋 環境からの影響の方が、まだ強いんだろうとは思います。

○田中分科会長 ありがとうございました。いずれにせよ、宿題ということで。

ほかにございますでしょうか。

ウェブ参加の方は特にないですか。

それでは、ないようでしたら、第11回及び第12回資源管理手法検討部会の結果につきま しては、原案どおり承認していただいたということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○田中分科会長 ありがとうございます。異議がないようですので、そのように決定した いと思います。

以上で審議事項は終了したいと思います。

続きまして、報告事項に入ります。事務局より報告事項が2件あります。

初めに、太平洋クロマグロの資源管理について、事務局から説明をよろしくお願いいたします。

○資源管理推進室長 御説明いたします。資料6-1を御覧ください。

まず報告事項の一つ目、クロマグロに関してですけれども、前回の3月17日の資源管理

分科会以降に、クロマグロのTACの配分につきまして都道府県間で融通が1件ございましたので、その御報告です。

1ページ目の下です。

大型魚につきまして、北海道から高知県へ2トンの譲渡が行われております。この融通 した後の漁獲可能量の配分につきましては、次のページに、上が小型魚、下が大型魚です が、掲載している数字のとおりとなっております。

また、その後、資料 6 - 2 としまして「太平洋クロマグロの資源管理について」という 資料を付けております。これは毎回、参考資料として付けておりますが、今般、データを 更新した箇所がありますので、簡単に御紹介いたします。

資料の30ページの下、「広調委の承認制について(沿岸くろまぐろ漁業)③」というところです。令和5年の4月に広調委の承認につきまして更新いたしました。そのデータがそれぞれ表の一番右側、赤い枠で囲っているところでございます。都道府県ごとの承認隻数、記載しているとおり更新されております。

また、31ページの下、「クロマグロの養殖業②~現状について」というところです。こちらも養殖種苗の活込み数、出荷尾数等、令和4年の調査結果を取りまとめてグラフに反映しております。

また、一番下のところ、これを水産庁ホームページ「くろまぐろの部屋」というサイトでも公表しておりますが、そのURLも記載したというところが資料を更新した点でございます。

次に、資料の34ページを御覧ください。「太平洋クロマグロに係る事案の概要と今後の対応について」ということで、青森県の漁獲未報告事案につきましてのご報告です。昨年11月の資源管理分科会でも御説明して、枠の差引き等についてお諮りしたところですが、1の(1)はその際に御報告した内容でして、それ以降の部分が、今回新たに御報告させていただくところでございます。

(2)の「青森県警等関係」と書いておりますが、①にありますとおり、本年2月7日に漁獲報告義務違反の共同正犯として産地仲買2社の社長が逮捕されまして、その後、警察から、本件に関与したと思われる漁業者は、少なくとも22名。これらの漁業者についても順次送致。また、未報告漁獲は大型魚・小型魚全体で約98トン、という発表がございました。

2月27日には、今の①の事案につきまして、産地仲買2社の社長を再逮捕ということが

ございまして、3月10日には青森地方検察庁等が、この①の事案に関し、産地仲買の2社の社長等を起訴したということでございます。起訴された未報告の漁獲は約74トンということです。

次のページにまいりまして、「青森県の対応状況」ですけれども、漁獲量等の報告につきましては、昨年の6月から、大型魚については1尾ごとに報告者の氏名、管理区分、陸揚げ日や漁獲重量等を報告させるということとしておりまして、県が流通データと速やかに突き合わせて確認できるような形に改善がされております。

また、関係漁協に対して再度、報告義務の徹底遵守を指導していくとともに、産地仲買業者に対しても、報告が徹底されるよう協力を要請しているということでございます。

また、水産庁に対しては漁獲証明制度等の導入の要請というものが行われております。 県警の捜査による未報告漁獲量と県の調査結果に差があることにつきましては、今後、 県として再調査を行うかどうか検討するということでございました。

3が「国の今後の対応方向」です。

太平洋クロマグロの管理について、国際的な信用を傷つけかねない今般のような事案の 発生を防止するために、国として、今後、以下の対策を講じていくこととしております。

まず、漁獲枠の関係については、今後、青森県警の捜査結果を踏まえた漁獲実績の修正を青森県に要請しまして、修正結果に応じた同県の枠の差引きを行っていくということです。

また、このような事案の更なる発生の防止に向けては、今月から、主要な港を対象にTAC報告の手順の状況等の確認を進めているところでございまして、今後、この結果を踏まえながら、太平洋クロマグロの漁獲や流通に係る監視や制度の在り方も含めて、再発防止や管理の強化を検討していくこととしているところでございます。

クロマグロに関しての報告は以上です。

○田中分科会長 ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして何か御質問等ございますでしょうか。

これは本当に国際的な信用を損ないかねない案件じゃないかといって。サンマも今、日本真面目にやっていると思っているからいろいろあるけれども、おまえの国なんか信用できないよと言われたら終わりだよね、これ。そういうような案件じゃないかと思うんだけれども。交渉に本当に、クロマグロだけじゃなくて、全般に影響しちゃうんで、何とかしてもらいたいというところですけれども。よろしいですか。善処していただくと。

○資源管理部長 今、田中部会長からおっしゃっていただいたように、御指摘を頂いたように、こういうのを放置しておくと、日本の資源管理、どうなっているんだということで、これからしっかり漁業者の方の枠を増やすという交渉も主張ができなくなりますので、 我々の方としては、しっかり国内の管理を進めていきたいというふうに思っております。

先般、金曜日には青森県の方で県警主催の会議がありまして、そこにも我々の職員を派遣いたしまして、改めて青森県の方には、この差がどういうことなのかという調査をお願いをしているという状況でございますので、しっかりそういう調査結果を踏まえた処方箋というものを我々の方で検討してまいりたいと考えてございます。

○田中分科会長 よろしくお願いしたいということだと思いますけれども。 よろしいですか。

では、なければ、続きまして、国の留保からの配分等について事務局から説明をよろし くお願いいたします。

○資源管理推進室長 資料7を御覧ください。

くろまぐろ以外の特定水産資源に関しまして、TAC及びその配分の変更のうち、あらかじめ、このような場合にはこのような形でということについて水産政策審議会の御了解を頂いた上で、数量は事後報告とさせていただいているものについての報告でございます。今回は3件ございます。

資料の2ページ目を御覧ください。

まず一つは、「1 (2)に該当」というところですが、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群につきまして、留保からの配分について関係者の合意に基づいて配分したものです。この数量は、令和5管理年度との間で調整した数量の配分というものでございます。

二つ目が、まいわし対馬暖流系群で、こちらは融通でございます。知事管理区分の石川県から大臣管理区分の大中型まき網漁業へ5,000トン融通されたというものです。

3番目が、まさば及びごまさば太平洋系群でございまして、こちらは大中型まき網漁業のIQによる管理を行う管理区分の漁獲可能期間が3月末で終了したということに伴い、この未利用分について、当初配分において国の留保から上乗せした部分は留保に戻し、それ以外の部分は大中型まき網漁業の総量管理区分に留保を経由して移すというものでございます。そういった変更がございました。

以上でございます。

○田中分科会長 ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして御質問等ございますでしょうか。

まあ、決まったとおり、事後報告ということだと思いますけれども。

よろしいですか。ウェブ参加の方も。

では、なければこのとおりということで、以上で議論は終わりかな。

特になければ、その他に移りたいと思いますが、皆様から。

倉委員、どうぞ。

○倉特別委員 我々、京都府の方ではクロマグロについて30キロ未満は12月1日から獲りましょうと。10キロ中心ですので、相場のし出す12月から獲りましょう。30キロを超える大きいやつについては、これはもう既に4月1日からスタートしておるんですが、1日当たりの漁獲が5本、又は500キロ以下というふうな制限を設けて漁獲をしております。

30キロアップについては、もうそのほとんどが地元では売れませんので、ほとんどが東京向けに出ていきます。30キロ未満については、これはほとんど地元で売れますので、12月から舞鶴市場、あるいは宮津市場の方で競りにかけられていくわけですが、今は獲れない時期であるのに、スーパーでは他国産のマグロが販売されておるんです。経済の自由ということもありますので、それは仕方がないことなのかなというふうには思うんですが、何か自分たち、マグロを獲れる漁師が獲らずに、よその国のやつを輸入して売っているという、何かおかしな現象が起きとるんです。別におかしくないかもわからんのですけれども、何かそんな現象が起きていまして、我々も普通にこうこうだからこうなんだよというふうな説明はしているんですが、当然輸入される業者がおいでになって、その方たちがスーパーを通じて流通、小売をするというふうなことになっているとは思うんですが、そんな現象が起きているということを国の皆さんも御承知おきを頂きたいなということだけのことです。

○田中分科会長 困っている要因が一つあるという、陳情を承ったということでよろしいですか。

○資源管理部審議官 ありがとうございます。外国から入ってくる太平洋マグロということで、同じ太平洋クロマグロで、日本海を挟んだ国の方から集中して入ってくるという事例は、今年もあったと思います。

我々も各国の漁獲枠の状況をタイムリーに、主に九州地方の市場に上場されますものですから、市場関係者の方からも報告を求めて、実際の漁獲枠と比べて過度に獲っていない

かどうか。あるいは枠に近付いていけば注意喚起を外交ルートで申し入れるなどにより、 モニターをしているところです。

ただ、どうしても集中して入ってくる時期があると。日本では日本の管理の仕方があるでしょうし、某国では某国の管理の仕方というのがあるんだと思いますけれども、いずれにせよ、国際的に決められた漁獲枠を超過して各国とも漁獲しないように、輸入を通じたモニタリングというのはこれまでも積極的にやってきましたし、今後もしてまいりたいと考えております。ありがとうございます。

○田中分科会長 その点はよろしくお願いしたいと思います。かつて、どこかの国から輸入される量がその国のTACより多いと日本が指摘したことがあったように思いますんで、 是非ともそういうぐらいの勢いで監視していただければと思いますが。

三浦委員、どうぞ。

○三浦委員 クロマグロの件で、資源管理において漁獲報告というのは極めて本当に重要なプロセスであって、このような事態は本来起こってはならないことであり、改めてJF グループといたしましても法令遵守等を呼び掛けてまいりたいと思っております。

しかしながら、全国の大多数の漁業者の方々は資源管理をしっかりと理解をしながら、 漁獲報告に当たっては、漁協等と連携をしながら確実に行っているということも理解いた だきたいと思います。

また、こういった事案は、漁協を通じない流通を行って、流通業者と漁業者がつながっていく中で起こってしまうことが多いと思います。ほとんどが流通業者に唆されたというわけではないですが、売り先がなければ、こういったことも起こらない。このような状況のなかで、強度な資源管理を行っているものに対する漁獲報告や今回のマグロのような事案、こういったものについては、本来であれば漁協を通じた流通を行うことが一番早い解決方法ではないかと個人的には思っています。ただ、販売の自由や様々な要件もありますので、難しいとは思いますが、漁協が経営する市場等に上場してしまえば、しっかりと報告はされていきます。そこに上場されないものについては漁業者が自ら報告をしなければいけないということですので、その辺も含めて、管理の仕方を考えなければならないと思います。

以上です。

○田中分科会長 ありがとうございます。まあ、ごく一部の人だとは思いますけれども。 これ、どこかでよく出る意見なんだけれども、よくID、マグロに全部番号を付けて出 荷しろという話が、この話になる度に出てくると思いますから、やっぱり考えないといけないかもしれませんね。少なくとも大型のやつはすぐできるはずなんで、30キロ以上のやつ。

ほかはございますでしょうか。

木村委員、どうぞ。

○木村委員 マグロの話ではないんですが、最初の方のサバのお話のところで、水研機構の在り方と、それから皆さん、委員の方々のことで、ちょっと意見が違うかなと思ったんですが。

水研機構が推定しているのは資源量の推定であって、来遊量の推定ではないんです。来 遊量の推定ではないので、その点は御理解いただく必要があると思います。

一方で、環境問題なんかを入れた来遊量というのはとても重要で、その研究は水研機構もやっているんですけれども、それをTACの中に反映させていく仕組みというのは実はないんです、ここの中には。なので、もしそういったような揺らぎを入れていくんであるならば、TACの値に対して一定の割合を上乗せするとか。最初からそのぐらいの揺らぎを入れていくために。というような枠組みを入れていくしか、今のところ、来遊量に対する回答はないです。

幸いというか、今多くの資源がそうなんですけれども、TACの水準に比べて漁獲量が物すごく少ないというか、サバでも大体半分近くぐらいになっちゃっていますよね。ということは、今日午後の最初の方でお話、いろいろと問題になっていたものって、僕は問題には全然なるはずがないと思っていたのに、いろいろなことがあって、昨年度はいろいろと問題が起きたということは、やはり運用で何とかしていく以外、道はないということなので、漁業関係者の方からの御要望も入れて、運用を少し整えていくことによって、そこの問題を解決した方がいいのかなと。

TACと漁獲量がぎりぎりだったらいろいろと大変だったのは承知するんですけれども、 今の状態において起こるはずがないようなことが起きているというのが私の認識なので、 現状においては運用を何とかしていっていただくのが水産庁のお役目なのかなという気が しましたので、コメントです。

○田中分科会長 ありがとうございます。私もいろいろブロッククオーター、キャリーオーバー言っているんだけれども、多分都道府県の試験場と緊密な漁業者との連携があって、 その年のデータはそのまますぐ出て、翌年、その年の秋のクオーターに割り当てるように 反映できているところもあれば、そうでないところもあるんです。多分、そういう経験が あるところの人から見ると、歯がゆいんだと思うんです。

ほかは。

髙橋委員、どうぞ。もう延びたい放題延びちゃったから。

○髙橋特別委員 今の話ですが、漁獲量が全体的に減ってくるというのは、獲る船も減ってきているわけです。獲る側のシステムが崩壊をしている中で、当然漁獲量というのは減ってくるのは当たり前の話であって、獲らないものを数量管理するといったって、そんな簡単な話じゃないはずです。だから、その辺をよく考えておかなければならないのは、船もなくなる、人もいなくなる、残るのは資源だけ。こういう構図になりつつある、日本は、世界で第6位の広大なEEZを持って、国土の面積の12倍の海を持っているわけです。水産物を60%輸入しているわけです、国内消費の。こんな国って世の中にありますか。自分の資源は守り守って大切に使って、ほかの資源を買ってくるわけです。こういうのは本当の意味での資源管理なのですか。その辺をしっかり考えておくべきです。これだけの広大な海域の中で、我々が確保できる資源というのはもっと有効に使うべきだと私は思っています。他の国から見た場合、先ほど言いましたが、ほかの国の資源を買いあさって、自分の国の資源を守っている。そのように見られてもおかしくないような構図になりつつあるのではないか、そんな感じがいたしますので、一言意見ということで申し上げておきます。○田中分科会長 ありがとうございます。御意見を賜ったということで。

ちなみに、200海里の頃に科学技術庁が日本の200海里内の財産調べをして持続生産量が何トンかというのを推定した報告があるんですが、4,000万トンだそうです。4,000万トンです。400トンではありません。400万トンじゃない。ゼロが1個違います。

ほかはございますでしょうか。

では、なければ、次に次回のをお願いします。

- ○管理調整課長 次回の分科会ですけれども、6月の上旬の開催を予定しております。なお、それまでに何か緊急に開催する必要が出た場合には、また別途御連絡をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。
- ○田中分科会長 上旬ということで、御承知おきいただければと思います。

それでは、以上をもちまして、本日予定しました議事は、これで全て終了いたしました。 これをもちまして、本日の資源管理分科会を終了させていただきます。

長時間にわたり御審議いただきまして、大変お疲れさまでした。御協力ありがとうござ

いました。